

「知的財産推進計画2010」フォローアップ

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
			短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
I. 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得											
1	国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップの策定(短期・中期)	国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を確実に実行する。	内閣府	国際標準化特定戦略分野において、関係府省と連携を取りながら、標準化ロードマップを含む競争力強化戦略を策定。	各分野において関係府省と連携をとりながら競争力強化戦略を実行。			※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ			
			総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省								
2	知財の創出・保護と標準化の一体的推進(中期)	問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。	経済産業省	知財ワーキンググループ(仮称)を設置し、知財の保護と標準化の一体的推進について検討。	検討結果に基づき推進。			・標準化と知財を一体的に推進するための検討事項を抽出するため、有識者等からヒアリングを実施。 ・知財ワーキンググループの立ち上げのフィージビリティを検討する場を設置。	知財ワーキンググループにおける論点の整理及び知財マネジメントの方案等について検討を行う。	△	「知財ワーキンググループ」の立ち上げが完了していない。 来年度は、同グループを立ち上げ、推進策の結論を得ることが必要。
			総務省	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する方策についての結論を得る(2010年9月)。	結論に基づき問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進。			・「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、ICT分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関する具体的な進め方等について結論を得た。 ・具体的な例としては、現在、ユーザ企業等から構成される検討グループを立ち上げ、ユーザ視点から要件の整理、仕様策定の検討を行っている。 ・さらに、情報通信審議会において、研究開発と標準化との一体的な取組の在り方について検討を行っていく旨の諮問を行った。 ・ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会を立ち上げ(2011年1月)、同会において、グローバル市場における国際展開と標準化の在り方について検討を行っていく予定。	左記の検討結果を踏まえ、次年度以降、コンテンツメディアに関して開発と標準化を一体的に取り組みプロジェクトを検討予定。	○	来年度は、結論に基づき、標準化を視野に入れた研究開発を推進することが必要。
			国土交通省	国際標準化を見据えた実証実験の方策を検討。	国際標準化を見据えた実証実験実施。			・我が国の優位技術である温室効果ガス削減に資する技術(下水汚泥等からの資源・エネルギー再生技術など)をシステム化・ガイドライン化する下水道革新的技術実証事業(B-DASH)(2011年度予算案)の具体的な進め方を検討。 ・本年3月末までに、上記につき決定する予定。	予算決定後、公募により実証実験箇所を選定し、着手。	○	来年度は、結論に基づき、標準化戦略と結び付け、標準化を視野に入れた実証実験を推進することが必要。
3	アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築(短期・中期)	アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米国・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。	経済産業省	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」(仮称)を作成。	左記プログラムに基づき共同研究開発を実施。			・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関等と意見交換を実施。 ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するために必要な予算を要求(2010年度補正予算及2011年度概算要求)。 ・2010年度補正予算分について、具体的な協力テーマを選定。	2010年度補正予算分(繰越)については、具体的な協力テーマを実施し、2011年度概要要求分については、具体的な協力テーマを選定・実施する。	○	来年度は、左記「プログラム」に基づく共同研究開発を実施することが必要。
			総務省	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において共同研究開発プログラムについての結論を得る(2010年9月)。	結論に基づく共同研究開発プログラムを実施。			・「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、ICT分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関する具体的な進め方等について結論を得た。 ・また、APT関連会合の場を活用して、アジア地域の各国政府や関連企業との意見交換を実施し、連携強化を実施。 ・ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会を立ち上げ(2011年1月)、同会において、グローバル市場における国際展開と標準化の在り方について検討を行っていく予定(再掲)。	左記の検討結果を踏まえ、次年度以降、コンテンツメディアに関してアジア諸国と連携した実証実験を実施するプロジェクトを検討予定。	○	来年度は、結論に基づき、標準化を視野に入れた共同研究開発を実施することが必要。
			国土交通省	アジア諸国との国際標準化を見据えた研究交流検討。	共同研究に向けた関係国と協議。	共同研究開発プログラム実施。		2010年7月20日に、北東アジア標準化協力フォーラムにおいて、中国・韓国と再生水の都市内利用に関して協力していくことを合意。	中国から提案されているTC255(バイオガス利用)についても、中国との連携方策を検討。	○	来年度は、関係国との協議を進めることが必要。

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
4	アジア地域の標準化の組織的な取組(中期)	アジア地域における標準化とその確な認証に向けて組織的に取組む。	経済産業省	アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム(仮称)を作成。	計画(国際標準化協力プログラム)に基づき実施。				・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関等と意見交換を実施。(再掲) ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するために必要な予算を要求(2010年度補正予算及び2011年度概算要求)。(再掲) ・2010年度補正予算分について、具体的な協力テーマを選定。(再掲)	2010年度補正予算分(繰越)については、具体的な協力テーマを実施し、2011年度概算要求分については、具体的な協力テーマを選定・実施する。(再掲)	○	来年度は、左記「プログラム」に基づく標準化・認証関係プロジェクトを実施することが必要。
			総務省	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」においてアジア地域における標準化や認証における取組についての結論を得る(2010年9月)。	結論に基づきアジア地域における標準化や認証における取組を実施。			「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、ICT分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関する具体的な進め方等について結論を得た。 ・具体的には、コンテンツメディア分野などでユーザ企業等と連携を図りながら、関連機器等の相互接続性を確保できるよう、技術仕様を策定している。	左記の検討結果を踏まえ、アジア諸国からの参加を得てコンテンツメディアの関連機器等の相互接続性の検証等を行うプロジェクトを検討予定。	○	来年度は、結論に基づく標準化・認証関係プロジェクトを実施することが必要	
			国土交通省	・既存の国際的スキームにおいて、行動計画を策定し、国際標準化を推進。 ・国際標準化を見据えたコンテナ物流情報サービス(Coins)を構築し、国際標準化の議論をリード。					・コンテナ物流情報サービス(Coins)の機能の一部として、貨物トラッキング機能を構築し、2011年1月に京浜港にて供用開始。 ・本年3月末までに、阪神港を対象として、貨物トラッキング機能を供用開始予定。	Coins及び貨物トラッキング機能の利用促進。	○	来年度は、左記取組を更に進めることが必要。
5	フォーラム標準を含む総合的な支援(短期)	これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。	経済産業省	デジュール標準に対する支援に加え、代表的なフォーラムの活動動向について個別に調査し、そのフォーラムに対する支援の必要性について検討。	検討結果を踏まえ支援を実施。			・フォーラム標準に対する国の支援方法のあり方について9月に開催された日本工業標準調査会(JISC)総会において検討。 ・本年3月末までに、JISC以外の場においても検討を重ね、結論の方向性を得る。	具体的な支援クライテリアについて検討する予定。	△	フォーラム標準化に対する支援策について、検討結果が得られていない。来年度は、支援策について早急に検討結果を得、支援を実施することが必要。	
			総務省	「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において結論を得る(2010年9月)。	重点分野を戦略的に絞り込んだ上で様々な標準化団体やフォーラムにおける標準化活動について総合的な支援を実施。			「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において、ICT分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化重点分野に関して、フォーラム標準を含めた具体的な取組体制等について検討を行った。 ・デジタルサイネージ分野では、IBC(International Broadcasting Convention)等の場を活用し、DPAA等民間標準化団体の動向把握を行っており、これらの団体との連携体制を構築。 ・また、情報通信審議会において、フォーラム標準を含めた国の支援策の在り方について引き続き検討を行っている旨の諮問が行われた。	左記の検討結果を踏まえ、次年度以降、「フォーラム」等で検討・決定される技術規格について、産・学・官共同の場で引き続き検討予定。	○	来年度は、結論に基づくフォーラム標準化支援を実施することが必要。	
			国土交通省	国際競争力を有する優位なシステムのフォーラム標準を含む国際標準化を支援。					・2010年度に策定予定の水分野の国際標準化戦略の策定にあたって、フォーラム標準も視野に入れた標準化戦略を検討。 ・本年3月末までに、上記戦略を策定予定。	左記戦略に基づき企業活動を支援する予定。	○	来年度は、戦略に基づくフォーラム標準化支援を実施することが必要。

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
6	国際標準化活動の 専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、 事業知識や現場での交渉スキルを 身につけた国際標準化活動の 専門家を育成する。	経済産業省	専門家人材の育成方 策検討。 ・研修・セミナー等による 既存の人材育成を 推進。 ・新たな育成方法につ いて検討。	検討結果に基づき専門家育成支援等実施。				<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際標準化入門研修」、「国際標準作成研修」、「国際標準化リーダーシップ研修」を実施。</li> <li>「国際標準化講師育成研修」のカリキュラム開発及びトリアル研修を実施。</li> <li>外部講師を含む講師連絡会を開催し、受講者アンケート結果に基づき国際標準化人材育成研修の今後のあり方について検討。</li> <li>大学等における標準化教育導入・実施の支援(早稲田大学、北陸先端科学技術大学院大学、など)や、APEC/TILF基金を活用し、標準化に係る英語テキストを韓国とともに作成、同テキストを活用した標準化教育を実施(金沢工業大学及び早稲田大学)。</li> <li>世界に通用する国際標準専門家人材を育成するため、ISO/IECにおける信任の国際幹事等に対し、国際会議の運営など国際幹事等が行う実務についてOJTによる指導・助言を実施。</li> </ul>	各研修の内容の質を高めるとともに、 企業・団体訪問研修と併せ、引き続き、 国際標準化の専門化の育成に係る支 援を実施。	△	新たな育成方策の検討が なされていない。 来年度は、新たな育成方 策について早急に検討結 果を得、支援を実施する ことが必要。
			総務省								△	新たな育成方策の検討が なされていない。 来年度は、新たな育成方 策について早急に検討結 果を得、支援を実施する ことが必要。
			国土交通省								△	民間部門における新たな 育成方策について、具体 的な結論が出ていない。 来年度は、新たな育成方 策について早急に検討結 果を得、支援を実施する ことが必要。
7	標準化に関する検 定制度の創設(中 期)	標準化に関する知識の普及や、 国際標準化活動の専門家のス キルの「見える化」を目指し、標 準マネジメントに関する検定・認 定制度の創設に向け検討し、結 論を得る。	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。				<ul style="list-style-type: none"> <li>標準化に係る検定・認定制度のフィージビリティについて調査した。</li> <li>類似の検定制度の運営方法等について調査した。</li> <li>本年3月末までに、引き続き、標準化に係る検定・認定制度のフィージビリティについて検討するため、課題等を抽出する。</li> </ul>	検定・認定制度創設による効果を含め、当該制度創設の是非について検討。	△	検定・認定制度の創設に ついて、結論が得られて いない。 来年度は、検定・認定制 度の創設について、早急 に検討を進める必要。	
8	産業界の意識改革 の促進(短期)	経営に資する標準化活動に係る 産業界の理解や意識改革を促 す。	経済産業省	産業界の国際標準に 対する理解の増進を 図る。 ・経営者層を対象とし た研修やセミナーを開 催。 ・企業の経営者層、標 準化活動の専門家と の意見交換を実施。				<ul style="list-style-type: none"> <li>日本経団連 国際標準化戦略部会・知財企画部会において意見交換を実施。</li> <li>イノベーションジャパン2010において講演会「技術を価値につなげる知的戦略」を開催。</li> </ul>	引き続きシンポジウム、セミナー、意見交換等の各種の枠組みを活用して、産業界の理解や意識改革に努める。	○	来年度は、継続的に施策 を進めることが必要。 ※2010工程表上は、「完 了」(特段の規定なし。)	
			総務省					○	来年度は、継続的に施策 を進めることが必要。 ※2010工程表上は、「完 了」(特段の規定なし。)			
			国土交通省					○	来年度は、継続的に施策 を進めることが必要。 ※2010工程表上は、「完 了」(特段の規定なし。)			

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
9	知的財産マネジメントの実践(中期)	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省	・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ(仮称)」を設置し、諸外国の取組事例を分析しつつ、知財による保護と標準化とを一体的かつ効果的に活用して行く上での効果的かつ必要な取組みの在り方について、検討。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。 ・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。	左記ワーキンググループの検討結果に応じ、必要な取組を実施。			・日本経団連 国際標準化戦略部会・知財企画部会において意見交換を実施。(再掲) ・イノベーション・ジャパン2010において講演会「技術を価値につなげる知的戦略」を開催。(再掲) ・標準化と知財を一体的に推進するための必要な検討事項を抽出するため、有識者等からヒアリングを実施。 ・スマートグリッド、医療機器等、個別事業について、企業等と協力して戦略的な国際標準化の推進方策を相談。	・引き続きシンポジウム、セミナー、意見交換等の各種の枠組みを活用して、産業界の経営層等の啓発を行う。 ・知財ワーキンググループにおける論点の整理及び知財マネジメントの方策等について検討を行う。(再掲)	△	研修・セミナーは行われているが、「知財ワーキンググループ」の立上げは行われていない。 来年度は、同グループを立ち上げるとともに、個別案件ベースでの相談を引き続き実施することが必要。	
10	公正な評価方法の研究・国際標準化の支援(短期)	公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。	経済産業省	公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化の支援を検討。 ・R&Dプロジェクトにおける認証機関の参加を促進(経済産業省)。	検討結果に基づき支援実施。			・タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアを訪問し、標準化関係機関等と意見交換を実施。 ・「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を実施するために必要な予算を要求(2010年度補正予算及び2011年度概算要求)。 ・平成22年度補正予算分について、具体的な協力テーマを選定。	2010年度補正予算分(繰越)については、具体的な協力テーマを実施し、2011年度概算要求分については、具体的な協力テーマを選定・実施する。	○	来年度は、左記「プログラム」に基づく標準化・認証関係プロジェクトを実施するとともに、プロジェクトへの認証機関の参加を促すことが必要。	
			総務省					・グローバル時代におけるIoT政策に関するタスクフォースにおいて、IoT分野における標準化戦略の在り方について検討を行い、標準化の重点分野に関して今後の取組概要等について結論を得た。 ・また、APT関連会合の場を活用してアジア諸国の各国政府及び各国企業等との間で国際標準化やビジネス展開へ向けた意見交換を実施し関係強化を構築。	適切な技術規格となるよう、通信事業者、放送事業者、メーカー、標準化活動専門家を交えた検討の場(ICT国際標準化推進会議等)を設定予定。	○	来年度は、結論に基づく標準化・認証への支援を実施することが必要。	
			国土交通省					・水分野国際標準化戦略検討委員会において、公正な評価方法や適切な規格制定のための研究及び国際標準化活動のため、国が自ら行う活動経費の確保のみならず、民間企業や学術機関等が実施する研究や標準化活動に対し手厚い支援を行えるよう、国の財政制度等の充実を図ることとなった。 ・平成23年度予算案にて、国際標準化活動に関する経費を拡充。	・左記経費等を活用し、国や民間が行う研究や標準化活動を推進。	○	来年度は、結論に基づく支援を実施することが必要。	
11	規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省	日本の技術のガイドライン・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援。				・アジア諸国等に対して、我が国が提案を行っている国際規格等に関する情報発信・共有するためのセミナーの開催を支援(省エネルギー・省資源分野、液晶デバイス分野等) ・本年3月までに、既存の取組等の活用可能性について模索	引き続き、既存の取組等を活用して、日本の規制・規格の翻訳・海外発信等を行う予定。	○	来年度は、継続的に施策を進めることが必要。 ※2010工程表上は、「完了」(特段の規定なし。)	
			総務省					情報通信分野の各種の標準団体等と連携して必要な規制については随時翻訳等を実施。	国際提案に向けて我が国の技術規格について適宜翻訳等の支援を実施する予定。	○	来年度は、継続的に施策を進めることが必要。 ※2010工程表上は、「完了」(特段の規定なし。)	
			国土交通省					・2010年10月に、下水道整備や下水再生水利用についてニーズの高いインドネシアを対象とした官民共同セミナーを実施(日本政府から下水道政策や技術基準に関する説明、民間企業から再生水利用のための高度処理技術を説明) ・2010年12月に、国土交通省とベトナム建設省の間で、PPP方式をはじめとした下水道分野の技術協力に関する覚書を締結し、官民共同セミナーを開催。2011年2月には、ベトナム建設省高官を招聘し、覚書に基づく我が国の具体的な協力方策を提案。 ・2011年2月下旬に、国土交通省とサウジアラビア水電力省との間で、我が国の下水道分野に関する制度・技術基準、優位技術・システム等を紹介する官民共同セミナーを開催予定。	・A-JUMP(日本版次世代MBR技術展開プロジェクト)、B-DASH(下水道革新的技術実証事業)の成果をガイドライン化し、国内外に発信。 ・国内外での官民共同セミナー等を通じ我が国の政策・技術等を発信。	○	来年度は、継続的に施策を進めることが必要。 ※2010工程表上は、「完了」(特段の規定なし。)	
			環境省					2010年度翻訳整備計画に環境規制等に係る法令6件を登録し、翻訳作業を進めているところ。	翻訳が完了した法令は、環境省ウェブサイトへの掲載等による海外発信を継続。	○	来年度は、継続的に施策を進めることが必要。 ※2010工程表上は、「完了」(特段の規定なし。)	

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
Ⅲ. 知的財産の産業横断的な強化策												
1	新たな出願支援策の創設(短期)	特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策(例:「特許バック料金制度」(特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度)やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。	経済産業省	中小企業や弁理士を含めた関係者・関係団体と意見交換し、特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業の出願を支援する新たな方策(例:「特許バック料金制度」)及びその是非について検討。	検討結果を踏まえ、必要に応じ、他の中小企業支援施策とも連携して、施策を展開。				中小企業や弁理士会等と、ベンチャー・中小企業のための出願支援策について意見交換を行うなど、検討を行った。検討結果を踏まえ、産審知的財産政策部会において、新たな出願支援策について議論した。	中小企業等の負担軽減や費用についての予見可能性向上のため、以下について取り組む。 ・減免を含む制度改正の進捗を踏まえつつ、審査請求料の引下げに向けた準備等を行う。 ・特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた費用の標準的な価格の提示に向けた取組を試行。取組実績を踏まえつつ、支援体制の強化について検討。 ・外国出願支援強化について引き続き検討。	○	費用負担の予見性を向上させるため、初期段階でのモデル価格の提示、出願助成事業の拡充に向けた取組が必要。引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行うことが必要。
2	特許関係料金の減免制度の拡充(短期)	特許関係料金の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討し、わかりやすく利用しやすい特許関係料金減免制度へと拡充。				産審知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。2010年度中に特許改正案を準備する。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。	
3	手続書類作成支援ツールの提供(短期)	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書類作成支援ツールを開発し、提供する。	経済産業省	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とする手続書類作成ツールを開発、提供。(同ツールは、特許の願書、審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有するもの)				・電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を開発し、2010年7月31日に商標の願書から提供開始した。2011年1月28日に特許・実用・意匠の願書及び出願審査請求書を追加した。 ・2011年3月31日に早期審査に係る書類を追加する予定。	提供している出願関連書類に法改正等があり、影響が生じる場合は、修正を行う。	○	ツールの利便性の向上も含めて、不断の見直し・改善が必要。	
4	外国出願支援の拡充(短期)	外国出願費用の助成制度を拡充する。	経済産業省	外国出願費用助成制度の支援対象に、従前の特許に加えて意匠及び商標を追加。  地方公共団体に対し、外国出願費用助成制度への参画や、外国出願支援への独自の取組が促進されるよう、働きかけの強化を実施。				外国出願費用助成制度の支援対象に、従前の特許に加えて意匠及び商標を追加した。  緊急経済対策として、より多くの都道府県等中小企業支援センターにおいて実施が可能となるように、本支援制度の実施に係るスキームの見直しを11月22日付で前倒しで実施した。その結果、新たに6自治体が参画した。	外国出願助成制度に未参画である地方公共団体に対し、引き続き参画を促し、外国出願支援強化を図る。	○	商標・意匠への支援対象の拡大が、実際の利用に結びつくよう実施することが必要。参画自治体が、未だ全国16自治体に留まっており、さらなる支援の拡充・加速化が必要。	
5	ワンストップ相談窓口の整備(短期・中期)	事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に的確に対応できる人材を育成し、併せて地方自治体や地域における支援機関との連携を強化する。	経済産業省  農林水産省	「課題解決型相談・コンサルティング事業」において都道府県ごとにワンストップ相談窓口を設置。  地方農政局に農林水産関係の知的財産に関する総合的な相談窓口を設置。	・相談窓口で対応する人材に対する研修等の検討・実施。 ・ワンストップ機能の強化を着実に実行できるよう見直し体制を構築し、地域知的財産戦略本部、地方自治体や地域における支援機関、知財専門家とのネットワークを強化。			「課題解決型相談・コンサルティング事業」において、都道府県ごとにワンストップ相談窓口を設置し、基盤構築を実施中。  ・2010年10月1日、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局(計全国9箇所)に知的財産総合相談窓口を設置。 ・2010年10月28日～29日に窓口担当者等を対象とした研修を実施。	地域の実情に応じて相談窓口に対応する人材に対する研修や地域における支援機関、知財専門家とのネットワーク強化について検討する。  相談窓口体制、担当者への研修等の充実について検討。担当者への研修は2011年7月中を予定。	○	2011年度から実施する新たな相談窓口事業においては、支援内容の連続性を確保することが必要。  ワンストップ相談窓口との連携を強化し、実効性のある支援を行う必要がある。	
6	ベンチャー・中小企業支援体制の整備(中期)	ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会において、支援人材の育成、確保及び総合的な支援体制の在り方について検討し、結論を得る。	検討結果を踏まえ、必要性に応じて措置を講ずる。			各都道府県に中小企業の知財に関する悩みや課題を一元的に受け付けその場で解決を図るワンストップサービスを提供する体制整備事業を予算要求し、各都道府県ごとに実施事業者を公募し、年度内に実施する。	2011年度の体制整備に向け、地域で中小企業支援を実施する機能を活かしながら様々な専門家、支援機関と強固な連携体制の構築を図る。	△	ワンストップ相談窓口には、総合的な支援体制を実現できる優れた人材を配置し、各種専門家との連携を強化することが必要。	
7	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	重点市場における情報収集・発信拠点を整備を含め、地域中小企業に対する地域の資源を活用したブランド構築支援策について検討を行い、必要な措置を講ずる。				JAPANブランド育成支援事業は、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図る。本年度は83件の事業を採択。	JAPANブランド育成支援事業については、2011年度予算要求も行っており、引き続き支援を行う予定。	○	中小企業のグローバル展開に資するよう、更なる拡充が必要。	
8	地域の食材を核とした食文化のブランド構築	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信	農林水産省	食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析を全国的に行い、今後の課題、対策を整理。				・選定された補助事業者が、食文化のブランド構築に関する先進事例の全国的な調査を実施。 ・食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析結果に基づき、本年度中に今後の課題、対策を整理したガイドラインを公表する。	引き続き、食文化のブランド構築に関する先進事例の全国的な調査を実施する予定。	○	調査結果を踏まえ、知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援することが必要。	

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
	ド構築(中期)	信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。			地域の生産者・飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。				全国16地区において、地域の食材を核とした食文化の活用・創造を支援。	引き続き、地域における食材を核とした食文化の活用・創造を支援。	○	引き続き、地域における食材を核としたブランド構築に向けた取組の促進が必要。
9	知的財産戦略の普及啓発(短期)	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省		企業経営における知的財産戦略の重要性が知的財産への認識が低い者に対しても伝わるような、ベンチャー・中小企業向けの分かりやすいインプレットを新たに作成、金融機関等に広く配布し周知。				知財未経験の中小企業向けのインプレットを36万部作成し、全国の信用金庫・信用組合等金融機関を中心に中小企業支援機関等1,699箇所の関係機関に配付し、普及啓発に努めた。	引き続き、全国の金融機関等を通じて中小企業に広くインプレットを配布し支援策等の普及啓発を行う。	○	引き続き、知的財産戦略の重要性について、ベンチャー・中小企業への効果的な普及啓発が必要。
10	営業秘密管理の浸透(短期)	営業秘密管理指針を普及させる。	経済産業省		2010年4月に改訂した「営業秘密管理指針」(新たに、営業秘密の管理状況の自己診断を可能とするチェックシート、秘密保持誓約書等の各種契約書参考例を追加)の普及に向け、関係機関と協力し、インプレットを広く配布するとともに、多くの説明会を開催。				営業秘密管理指針について、 ・その概要をまとめた平易なインプレットを作成し、2万部以上配布した。 ・様々な雑誌、媒体にてその重要性を紹介した。 ・事業者を対象に各所で説明会を実施すると同時に、営業秘密に関して専門家による無料相談会を実施した。 ・営業秘密管理の実施を相談できる土壌を醸成すべく、弁護士等専門家を対象に説明会を実施した。	事業者を対象に全国説明会を実施する。 本説明会と同時に、営業秘密に関して専門家による無料相談会を実施する。 営業秘密管理の実践を希望する事業者が相談できる土壌を醸成すべく、弁護士等専門家を対象に説明会を実施する。	○	引き続き、インプレット配布、説明会、無料説明会を実施することにより、営業秘密管理指針の効果的に普及させることが必要。
11	技術の意図せざる国外流出の防止(短期)	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。	経済産業省		・外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、インプレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施。 ・ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築に向け、民間団体等を活用し、ベンチャー・中小企業等を対象としたセミナーを全国各地で開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を実施。				・外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、インプレットを約40万部配布するとともに、説明会を全国各地で約110回実施することにより、輸出者等への普及啓発が進んだ。 ・2010年8月より、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築に向け、安全保障貿易自主管理促進事業委託事業として、民間団体等を活用し、ベンチャー・中小企業等を対象としたセミナーを全国各地で約30回開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を約110回実施することにより、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築が進んだ。	引き続き、関係機関と協力し、インプレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施することにより、輸出者等への普及啓発を更に進める。 引き続き、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築に向け、中小企業支援ネットワーク強化事業等を活用しつつ、ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築を更に進める。	○	引き続き、インプレット配布、説明会、セミナーを実施することにより、自主的な輸出管理体制の構築を効果的に支援することが必要。
12	ブランド構築と知的財産権の活用促進(短期)	技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。	経済産業省		技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法を含め、先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の活用事例を調査し、事例集を作成。 事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関連する者への普及啓発活動を実施。				技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法などの先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の活用事例を含む知財戦略事例集(デザインを活用したブランド戦略版)を作成した。	企業との意見交換会等の場において、事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関連する者への普及啓発活動を引き続き実施する。	○	事例集を最大限活用し、企業のブランド構築と知的財産権の活用を促進することが必要。
13	ユーザー参加型の実証実験(短期)	一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域(空間)を特定したユーザー参加型の実証実験をはじめとした取組を進める。	総務省 経済産業省		「新ICT利活用サービス創出支援事業」(地場産業・農業、医療・健康等の分野の課題を解決するため、ICTを活用した新規サービスの創出を支援)の一部において、地域を特定して一般ユーザーの参加を得た実証実験を実施。 新市場創出・普及を促進するため、先進性・独創性のある技術・サービスモデルを活用した実証事業を一般消費者等を対象に提供し、ユーザーニーズの収集、課題の抽出、必要な検討を実施。				・2010年度は「電子出版の環境整備」をテーマとして、2010年8月27日(金)から同年9月24日(金)まで提案の公募を行い、10月27日(水)に、「国内ファイルフォーマット(中間フォーマット)の共通化に向けた環境整備」、「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」など、10件の委託候補を決定し、実施した。 2009年度、2010年度事業において、病院など実際の公空間でのモデルサービスの実証事業を実施。	実証実験の結果から、政策課題を抽出し、今後の施策展開に活用する。 引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。	○	実証実験の結果を最大限活用し、今後の施策展開につなげる必要がある。 引き続き、クラウドコンピューティングの利活用による新産業創出に向けた実証実験を実施し、政策課題の抽出や社会還元につなげる必要がある。

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
14	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省	AIシステムが生み出す知的財産の管理手法の検討。			システムの試用・評価。 (2015年にAIシステムを活用した先進的な農業経営の実現)		・AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題の検討を行った。 ・検討結果等を取りまとめた報告書を作成。  農業者が持つ暗黙知を抽出するための機器の仕様検討、設計、試作及びデータ計測を実施。	2012年3月までに、各種データの連続計測、蓄積した各種データの解析及びデータマイニング技術の開発を実施。 2013年3月までにシステムのプロトタイプを開発し、その後農業現場での試用・評価を実施。	○	AIシステムが生み出す知的財産の管理手法についての検討結果を踏まえ、着実にプロトタイプの開発を進める必要がある。
15	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。	経済産業省	文部科学省との連携の下、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点等)を整備。	・各地の拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。 ・拠点におけるポストドクターの活用等により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進。			産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設整備を「先端イノベーション拠点整備事業」により実施。全国19か所の施設整備支援を実施。	・イノベーション拠点立地支援事業(産学官連携の「技術の橋渡し拠点」整備)により、産学官が実用化に向けた共同研究を行う施設・設備の整備を実施。 ・各地に整備した拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。 ・各地に整備した拠点におけるポストドクターの活用等により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進。	○	各拠点において、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進し、オープンイノベーションの最先端事例を創出していく必要がある。	
			経済産業省	文部科学省との連携の下、産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行うプロジェクトを支援。	文部科学省との連携の下、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。			産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行う「中小企業等の研究開発力向上及び実用化推進のための支援事業」を実施。高精度太陽電池分光感度測定装置の開発など40事業の支援を実施。	引き続き、産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行う「民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業」を実施。	○	産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援していく必要がある。	
			文部科学省	文部科学省との連携の下、つくば地区に、産学官が結集するナノテクノロジー分野の世界的研究開発拠点(つくばイノベーション・アリーナ(TIA))の形成を推進。産学官の関係で共有した明確なコンセプトの下で、研究インフラ整備を進めるとともに出口を見据えた研究開発プロジェクト等による研究開発を順次実施。	文部科学省との連携の下、つくばナノテク拠点について、出口を見据えた研究開発プロジェクトの重点的実施や産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人材育成機能を強化し、人材育成と研究開発との好循環を形成。			・「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」について、ナノデバイス実証評価ファンドリなど3つのコアインフラの整備が進捗するとともに、知的財産管理の仕組み等に関する検討を開始。2011年2月18日には今後5年間でTIAが目指す具体像を明確化するとともに、その実現に向けてアクションプランを示す「TIA中期計画」を決定。  ・TIAにおいてナノデバイス、パワー半導体、カーボンナチューブ、環境技術等の研究開発プロジェクトを実施中。	・「TIA中期計画」(2011年2月18日)を着実に実施するとともに、その評価を行い目標達成に向けた取組を検討。  ・知財制度については「TIA中期計画」に示された方針に沿って、TIA知財ワーキンググループで引き続き検討。  ・TIAにおいてナノデバイス、パワー半導体、カーボンナチューブ等の研究開発プロジェクトを継続。	○	TIAにおいて産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人材育成機能を強化し、人材育成と研究開発との好循環を形成する必要がある。	
16	産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築(短期)	知の共創に際し、産業界と大学による緊密な対話を通してイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手する。	文部科学省	経済産業省との連携の下、「産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】」を、産学の有識者による検討委員会での議論を踏まえつつ試行的に実施し、「産学共創の場」(「知」のプラットフォーム)の構築に着手。	経済産業省との連携の下、産学の対話を通して「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する本事業を、技術課題数や研究支援規模等を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。			・産学の有識者による検討委員会において、「産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】」の事業スキームを決定。 ・その上で、2010年度の技術テーマについて産業界からの募集、外部有識者ヒアリング及び推進委員会等を通じて検討を行い、テラヘルツ波に係る革新技術、ヘテロ構造制御による革新的金属材料技術の2つの技術テーマを採択した。 ・また、上記2テーマの推進と並行して、平成23年度新規技術テーマの募集を開始した。 ・3月までに、平成23年度設定するテーマ候補の絞り込み作業を開始する。	2010年度の試行的実施を踏まえ、事業スキーム等の改善を行った上で、2011年度は事業を本格的に実施していく予定。	○	技術課題数や研究支援規模等を大幅に拡充して本格実施することにより、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速する必要がある。	
			経済産業省	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制、有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。	研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むよう、必要に応じて運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。	・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人等において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施、知的財産管理に関するルールの整備などを引き続き実施する。  ・「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」について産学官が共創する場の構築や、知的財産管理の仕組み等に関する検討を開始し、2011年2月18日には今後5年間でTIAが目指す具体像を明確化するとともに、その実現に向けてアクションプランを示す「TIA中期計画」を決定。	・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人等において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施、知的財産管理に関するルールの整備などを引き続き実施する。  ・「TIA中期計画」(2011年2月18日)を着実に実施し、目標達成に向けた取り組みを検討。知財制度については「TIA中期計画」に示された方針に沿って、TIA知財ワーキンググループで引き続き検討。	△	公的研究機関における具体的な進捗状況が明らかでない。研究拠点でのオープンイノベーションが一層進むよう、運用体制、設備利用、知財管理のルールについて検討していく必要がある。		
17	既存の研究拠点の運用面の改革(中期)	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。	文部科学省 経済産業省	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制、有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。	研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むよう、必要に応じて運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。		・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人等において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施、知的財産管理に関するルールの整備などを引き続き実施する。  ・「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」について産学官が共創する場の構築や、知的財産管理の仕組み等に関する検討を開始し、2011年2月18日には今後5年間でTIAが目指す具体像を明確化するとともに、その実現に向けてアクションプランを示す「TIA中期計画」を決定。	・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人等において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施、知的財産管理に関するルールの整備などを引き続き実施する。  ・「TIA中期計画」(2011年2月18日)を着実に実施し、目標達成に向けた取り組みを検討。知財制度については「TIA中期計画」に示された方針に沿って、TIA知財ワーキンググループで引き続き検討。	△	公的研究機関における具体的な進捗状況が明らかでない。研究拠点でのオープンイノベーションが一層進むよう、運用体制、設備利用、知財管理のルールについて検討していく必要がある。		

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表			進捗状況		評価	今後の課題等
				短期	中期	長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度				
18	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期)	産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の質的強化により産学連携機能を強化する。	文部科学省	経済産業省との連携の下、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において、大学等知財本部やTLOの産学連携機能の強化のためのの方案を検討し、結論を得る。		新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。	科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 産学官連携推進委員会において、TLOの在り方や大学と民間企業との共同研究の在り方も含めて議論を行い、大学等における産学官連携機能の強化に関して、「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略」が取りまとめられ、大学等における産学官協働機能の強化、産学官連携を担う人材の育成について提言を取りまとめ。	引き続き、経済産業省との連携の下、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において、大学等知財本部やTLOの産学連携機能の強化のためのの方案を検討する。	○	大学知財本部・TLOの再編・強化の在り方についても検討を進める必要がある。
			経済産業省	両省連携の下、産学連携機能の評価の在り方の見直しを実施。		左記取組のフォローアップを実施。	承認TLOの産学連携実績を把握するために毎年行っている「承認計画に係る実施状況報告書に係る追加調査」について、両省調整の上、各項目の見直しや定義の整理等を行い、調査を実施した。	引き続き、両省が連携し、新たな指標の見直し、及び、産学連携機能の評価の在り方について検討を行う。	△	産学連携機能の評価の在り方についての検討の進捗が不十分。評価指標を早急に策定し、評価を実施することが必要。
19	知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保(短期)	研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。	文部科学省	リサーチ・アドミニストレーターやサイエンス・テクニシャン等の専門人材の育成、キャリアパスの明確化、全国的な研修システムの整備等についての方案を検討。	大学等においてリサーチ・アドミニストレーターやサイエンス・テクニシャン等の専門人材の社会的地位が確立・定着するよう、5年程度の計画で、全国的な研修システム等を整備するとともに、大学等における専門人材の育成・確保を開始。		・科学技術・学術審議会 技術研究基盤部会 産学官連携推進委員会において、産学官連携を担う人材の育成について議論し、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に関して、「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略」を取りまとめた。 ・2011年度予算については、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保するシステムの整備として、予算案に計上。	施策の具体的実施の方案の検討等、リサーチ・アドミニストレーターの育成・確保に向けた取組を行っていく予定。	○	意欲のある者がリサーチ・アドミニストレータに採用され、知財マネジメントを実践することが期待される。
			経済産業省	経済産業省との連携の下、大学等関係者が集まるセミナー等の機会を利用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討の重要性等を周知。			大学等関係者が集まるセミナー(計10回)等で、論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理の重要性、安全保障貿易管理の重要性を周知した。	引き続き、大学等関係者が集まるセミナー等で、論文発表前の特許出願の重要性等を周知する。	○	引き続き、大学関係者への周知・浸透を効果的に図る必要がある。
20	大学における普及啓発(短期)	大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。	文部科学省	大学向けの講演や特許庁ホームページを通じた情報発信により普及啓発を強化。			大学の知財担当者等を対象にしたセミナー(計15回)において、論文発表前の特許出願の検討の重要性について説明を行った。	引き続き、大学の知財担当者等を対象にしたセミナーにおいて普及啓発を図る。	○	引き続き、大学関係者への周知・浸透を効果的に図る必要がある。
			経済産業省	有識者を招いた「検討委員会」を設立し、文部科学省との連携の下、「大学」における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を大学に広く配布するとともに、説明会等を開催。	文部科学省との連携の下、改訂した「大学」における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を大学に広く配布するとともに、説明会等を開催。		文部科学省との連携の下、有識者による「大学における営業秘密管理指針改訂検討委員会」を開催し、「大学」における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を2010年度内に改訂する。	改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」に係る説明会等を開催するなど、大学等への普及啓発を進める。	○	本年度中にガイドラインの改訂作業を完了し、来年度よりその周知・浸透を図る必要がある。
				文部科学省と協力し、大学向け説明会等の開催に加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学等が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」を、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信により普及啓発を実施。			文部科学省と協力し、大学向け説明会等を18回開催したのに加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学等が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」を、その他普及啓発用のパンフレット及びポスター(約15万部)及びポスター(約5万部)を通じた情報発信を行ったことにより、大学等への普及啓発が進んだ。	引き続き文部科学省と協力し、大学向け説明会等を開催するのに加え、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信を行うことにより、大学等への普及啓発を進める。また、関係機関等と連携しつつ、大学等への更なる普及啓発を進めるべく、大学における安全保障貿易管理の事例紹介等を行うことを検討する。	○	引き続き、大学関係者への周知・浸透を効果的に図る必要がある。



	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
21	外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期)	外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。	内閣府 文部科学省 経済産業省	・外国企業・機関と国内大学等・公的研究機関との連携につき、国内大学等・公的研究機関における現状規定や問題点等についての調査を実施。 ・同調査結果を踏まえ、連携ルール案を合せて検討開始。 ・合せて検討する場合は内閣府が設置。	連携ルールについて結論を得て、大学等に対し周知。			2014～2019年度	大学・公的研究機関に対する調査内容等について、知財事務局、内閣府、文部科学省、経済産業省が合せて検討会を開催の上、大学・公的研究機関に対する調査を順次実施中。	引き続き、現状規定や問題点等について調査を実施の上、調査結果を踏まえた連携ルール案の検討を行う。	△	外国企業等との連携の推進は喫緊の課題であり、そのルールについて早急に検討を進める必要がある。
22	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期)	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	国費による研究プロジェクトのうち、それぞれの目的や創出される研究成果の性質上、研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当なものについて、その交付要綱、委託契約等において、可能な限り研究成果のオープン・アクセスを確保することを求める。				【文部科学省】 国費による研究プロジェクトについて、研究の目的や内容等を考慮した上で、必要に応じてオープン・アクセスを促進することについて検討した。 【厚生労働省】 公的資金による研究成果のオープンアクセスについては、厚生労働科学研究成果データベースの公開により対応済み。 【農林水産省】 次年度の国費による研究プロジェクト事業の契約書において、「得られた成果について、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するよう努める」旨を記載した。 【経済産業省】 経済産業省の研究開発プロジェクトの目的や対象者を考慮した上で、オープンアクセスの実現可能性及び想定される問題点(対象事業、実施主体、具体的方法等)について検討した。	【文部科学省】 研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当な研究プロジェクトについて、その公開・閲覧が促進される方法を検討する。 【経済産業省】 委託契約等においてオープンアクセスの対象とする事業、具体的方法、想定される問題点等について、引き続き検討を行う。	○	オープンアクセスさせることが可能な情報について、委託契約等において可能な限り研究成果のオープン・アクセスを確保することを求めたり、ユーザにとって高い利便性が確保されるようにデータベースの整備等を進めていく必要がある。	
			文部科学省	・学術論文の電子化の推進。 ・大学等における機関リポジトリの着実な整備。 ・産学の研究開発活動や知的財産活動を支援するとともに、研究成果へのアクセスの向上に資するため、関連する特許や文献等の科学技術情報をリンクし提供を行う基盤システム(J-GLOBAL)を整備・充実。					・科学技術振興機構が開発・運用する科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)において国内学協会による学会誌、論文誌693誌(2011年1月末現在)の電子化・公開を支援。 ・国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業などを受けてリポジトリ構築機関が増加しており、平成23年1月末現在196機関が公開している。 ・J-GLOBALのβ版1.4を2010年12月にリリース。1975年以降の文献情報、1993年以降の特許情報、研究者情報および研究機関情報を収録し、相互に検索が可能な他、外部の関連するサイトとのリンクを提供。収録情報の網羅性向上やリンク機能の拡張等を継続的に実施しており、2011年3月にはβ版1.5をリリース予定。	・J-STAGEは、他システムとの互換性・流通性を高めるため世界標準となりつつあるXML形式に全面対応するとともに、Journal@rchiveとの統合を実現するJ-STAGE3の2012年リリースを目指す。 ・自機関でのリポジトリ構築が困難な機関のために国立情報学研究所による共用リポジトリの構築を目指す。 ・J-GLOBALは2011年度の本格版リリースを目指し、Web API等による連携先拡充、文献情報及び機関情報等の拡充、精度向上のためのチューンナップ、インターフェースの改善等を実施予定。	○	オープンアクセスさせることが可能な情報について、ユーザにとって高い利便性が確保されるようにデータベースの整備等を進めていく必要がある。
			厚生労働省	厚生労働科学研究成果データベースの検索の利便性を高めるための機能追加等について検討し、結論を得る。					「厚生労働科学研究成果データベース」について、データベースの検索機能の利便性向上、研究成果情報の活用について検討を行い、本年1月より研究を開始し、年度末までに高機能仮設データベースを作成する。	2011年度より、予算の範囲内で、研究成果情報のデジタル化の推進及び高機能仮設データベース機能との統合について検討を行い、2012年度以降、高機能仮設データベース機能との統合運用を図る。	○	オープンアクセスさせることが可能な情報について、ユーザにとって高い利便性が確保されるようにデータベースの整備等を進めていく必要がある。
			農林水産省	公的資金(競争的資金等)による研究成果のオープンアクセスの確保と具体的な方策について、省内及び関係研究機関で検討を行い、必要なシステム機能の明確化。					・システム構築にむけた試行版を作成中。 ・3月末までに試行システムの問題点の解決策を検討し、ユーザビリティの観点も含めたオープンアクセスによるより効果的な情報提供方法などについて具体的な機能を3月末までにとりまとめる。		○	オープンアクセスさせることが可能な情報について、ユーザにとって高い利便性が確保されるようにデータベースの整備等を進めていく必要がある。
			経済産業省	産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)を拡充整備。					産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)の更新等を183回(2011年2月10日現在)行い、情報の拡充整備を行った。	引き続き、産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)の更新等を行い、情報の拡充整備を行う。	○	引き続き情報の拡充を進めていく必要がある。

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
23	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)					・産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、大学等を含むユーザーの利便性向上についての検討等を行い、報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。 ・同報告書を踏まえ、減免制度の拡充や新規性喪失の例外の拡大を含む制度改正について、2010年度中に特許法改正案を準備する。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。
24	実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府 文部科学省 経済産業省	・産学官連携のための予算や税制上の支援の現状をレビューし、企業から大学等や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方を合同で検討開始。 ・合同で検討する場合は内閣府が設置。	予算・税制の在り方について結論を得て、必要な措置を取る。			実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、知財事務局、内閣府、文部科学省、経済産業省が合同で検討を開始した。	引き続き、予算や税制について検討を行う。	△	必要な調査が進捗していないため、早期に調査を実施し、検討を進める必要がある。	
25	知財活用を促進する制度整備(短期)	特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、通常実施権の登録対抗制度の見直しについて結論を得る。				産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。2010年度中に特許法改正案を準備する。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。	
26	営業秘密の保護強化(短期)	裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。	経済産業省 法務省	法務省と経済産業省とで共同して、刑事訴訟手続における営業秘密の保護の在り方について検討し、可及的速やかに具体的な成案を得る。				・適切な法的措置の在り方について検討するため、経済産業省と法務省との共同で有識者による「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を開催し、結論を取りまとめた。 ・「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」の結論を踏まえ、第177回通常国会に「不正競争防止法の一部を改正する法律案」を提出する予定。	引き続き法案の成立に向けた取組を推進するとともに、法改正の内容を踏まえ、経済産業省において「営業秘密管理指針」を改訂する。また、引き続き営業秘密管理についての普及啓発を推進する。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。	
27	職務発明制度の運用(中期)	制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。	経済産業省	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会等を通じて、継続的に情報収集及び評価。				2010年度知的財産権制度説明会(実務者向け)(11回開催)において、情報収集を行った。また、知的財産活動調査については、3月末に調査結果を取りまとめる。	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会等を通じて、継続的に情報収集及び評価を行う。	○	引き続き情報収集に努め、制度の運用状況について評価を行っていく必要がある。	
28	ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期)	ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。	農林水産省 経済産業省	地理的表示(決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対する表示)を支える仕組みの導入について検討し、結論を得る。  産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護、著名商標の保護の在り方を含め、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。				地理的表示を支える仕組みの導入について検討中。  ・産業構造審議会知的財産政策部会第22回～第24回商標制度小委員会において、 ①「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直し」 ②「特許法改正検討項目の商標法への波及について」 ③「新しいタイプの商標の導入」 ④「著名商標の保護のあり方」等の検討を行い、①②の方向性を取りまとめた。  ・①②については、2010年度中に改正法案を準備する。	引き続き検討を実施。  ①②については法改正に向けた準備を行い、③④については、引き続き検討を行う。	○	①②法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。 ③法改正に向けた道筋をつける必要がある。 ④一定の結論を得るべく検討をすすめる必要がある。	
29	権利の安定性の向上(短期)	権利の安定性を向上させる観点から、確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しや、特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方についての整理を行う。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において次を実施。 ・確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しについて、検討し、結論を得る。 ・特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方について問題点・論点を整理する。				産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。  「蒸し返しの問題」については、2010年度中に特許法改正法案を準備する予定。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。「ダブルトラック」については再審による紛争の蒸し返し防止や、無効審判の更なる審理の迅速化をはじめとした運用の改善を図った上で存続することとされた経緯を踏まえ、その状況を確認していく必要がある。	

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
30	特許明細書の記載要件の検討(短期)	技術動向や国際動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会において、特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性について検討を行い、結論を得る。	検討結果を踏まえ、必要に応じて審査基準を改訂。				産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会において、特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性について、諸外国との比較結果を踏まえつつ検討を行った。その結果、抜本的改訂の必要はないが、説明が不十分な箇所の記載の補足、明確化を行うための改訂、及び記載要件の各要件間の整合を図る観点での改訂が必要との結論を得た。	審査基準専門委員会での検討結果を踏まえて改訂審査基準骨子案を作成し、次回審査基準専門委員会(開催時期未定)において当該改訂骨子案について検討を行い、審査基準の改訂を行う予定。	○	審査基準改訂の必要性についての結論を踏まえ、2011年度中に審査基準改訂が終了するよう着実に取組を進める必要がある。
31	特許審査の迅速化(中期)	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省	必要な審査官・専門補助職員の確保、登録調査機関への検索外注の拡大を含めた総合的な取組を推進し、審査順番待ち期間(FA期間)を27ヶ月にとどめる。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施。			2010年度末に一次審査が行われる平均の審査順番待ち期間を27か月台にするという目標の達成に向け、着実に審査処理を行った。	・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の目標及び実施計画を策定。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施。	○	引き続き、2013年に審査順番待ち期間を11か月とする目標達成に向け、着実に審査処理を進める必要がある。	
32	特許審査ワークシェアリングの拡大(中期)	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。	経済産業省	日米欧韓中の5大特許庁の枠組みにおいて、国際的な特許審査のワークシェアリングを促進すべく以下を含む環境の整備に向け、検討。 ・各庁の審査結果を共有化するシステム ・各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境 ・共通の出願様式、データ形式の標準化	左記について必要な検討・調整を継続し、具体的な合意を得る。また、合意を踏まえた必要な措置を実施。			・各庁の審査結果を共有化するシステムについては、その業務要件について検討し、各庁で共有でき、かつ有用であるデータの絞り込みを行い、これらのデータを利用できるシステムの仕様を検討中。2010年11月の三極会合においてシステム構築の方向性について合意。 ・各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境については、各庁の連携の在り方について検討し、各庁が有するAPI(Application Programming Interface)を相互に解放し、仮想的なデータベースとする方針をまとめ、議論を継続中。 ・共通の出願様式については、2010年4月の第3回五大特許庁長官会合において、三極特許庁における共通出願様式の合意文書に、中国語、韓国語による明細書様式の情報を入れることに合意し、韓国語での様式については韓国から提供済み。中国とは共通出願様式採用に向けた議論を継続中であり、2010年11月には日米欧韓の見解を我が国がとりまとめ中国に対して情報提供を行った。また、出願書類のデータ形式の国際標準化についての重要性の認識を共有し、新たな標準の策定に向け、2010年10月のWIPO標準委員会にて議論を行った。インターネット上のフォーラムも活用しつつ、議論を継続中。	・2012年～2013年の五庁目標に基づき、今後、各システムの具体的な構成の検討を行い、設計、構築を行う。	○	引き続き、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進める必要がある。	
				・多国間特許審査ハイウェイ(PPH)会合において、手続簡素化(PPHの共通申請様式の採用、機械翻訳の利用拡大)について検討・調整を行う。 ・PPHの対象案件拡大(特許協力条約に基づく国際出願の国際調査報告を利用したPPHの利用可能化)、PPH実施国の新興国への拡大に向け、相手国と調整。	・PPHの手続簡素化について合意を得る。 ・更なるPPHの拡大に向け、対象案件拡大や対象国拡大のため相手国との調整。			・2010年10月から、スペイン特許庁と特許協力条約に基づく国際出願の国際調査報告を利用したPPH(PCT-PPH)を含めたPPHの試行プログラムを新たに開始した。 ・2010年11月の三極会合で特許審査ハイウェイの改善について議論を行った。 ・2011年1月に日本特許庁がホストとして多国間特許審査ハイウェイ(PPH)実務者会合を東京において開催し、PPH申請要件の共通化及び簡素化、PPHに関する統計・情報や周知活動の情報提供について議論を行った。 ・2011年3月に多国間特許審査ハイウェイ(PPH)長官会合を開催した。	・特許審査ハイウェイの手続簡素化や対象案件拡大等について引き続き検討・調整を行う。 ・中国等の新興国とPPHのプログラムを新たに開始すべく、検討及び交渉を行う。 ・三極や五庁、多国間PPH会合の場を利用して、特許審査ワークシェアリングに関する議論を積極的にリードし、他国との必要な調整を実施する。	○	引き続き、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進める必要がある。	
				新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極や五庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うと共に他国との必要な調整を実施。								
33	特許法条約加盟に向けた制度整備(短期)	各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間徒過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、期間徒過により失われた権利の救済を含め手続の見直しについて検討し、結論を得る。				産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。2010年度中に特許法改正案を準備する。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。	

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
34	実体特許法条約の議論の推進(中期)	特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を旨とした実体特許法条約の議論を加速する。	経済産業省	特許制度調和に関する国際的な議論の活性化を促すため、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、特許制度調和の議論の主要項目の1つであるグレースピリオドの在り方を検討。					産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」を取りまとめた。2010年度中に特許法改正案を準備する。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。
				・先願主義、グレースピリオドを含む主要項目について、パッケージとしての合意を目指し、先進国間合意で議論。 ・制度調和に向けた各国の協調を働きかけるべく、米国、欧州各国、韓国等との二国間の対話を実施。					特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)、WIPO特許法常設委員会(SCP)等のマルチの場や、欧米各国等との二国間協議において、グレースピリオド等を含む制度調和の議論を実施。	先進国会合や二国間、多国間協議の場において、制度調和に関する各国の協調を継続的に働きかけ、議論を活性化していく。	○	二国間・多国間協議の場において、議論を加速する必要がある。
									9月22日の特許制度調和に関する先進国会合(B+会合)全体会合、10月11～15日のWIPO特許法常設委員会において議論。	引き続きB+会合、WIPO・特許法常設委員会での議論に貢献する。	○	二国間・多国間協議の場において、議論を加速する必要がある。
35	使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期)	特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。	経済産業省	特許文献の機械翻訳(例:日中機械翻訳)に関する調査研究を実施。	調査研究結果を踏まえ、必要な取組を検討・実施。				・特許文献の日中機械翻訳精度向上のための調査研究及び現在特許庁が提供している日英機械翻訳の精度を評価する調査研究について公募、説明会、技術審査を行い、それぞれ調査事業者を決定した。調査事業者と連絡をとり、調査を実施中。 ・2011年2月末までに、調査研究の調査結果をまとめる。	2011年度中に、2010年度に実施した調査研究の調査結果を特許庁ホームページ等を通じて一般に公開する。	○	調査研究の結果を踏まえ、特許文献の機械翻訳の精度向上のための取り組みを実施する必要がある。
				日米欧韓中の五大特許庁の枠組において、各庁が提供する機械翻訳の精度を評価・向上させるプロジェクトを実施。					・非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳の精度を英語圏の欧米特許庁が評価するプロジェクト、および非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が指摘する試行プロジェクトを実施中。 ・2011年3月に開催される五庁第二作業部会の会議において、非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が評価・フィードバックするプロジェクトの本格実施に向けて、スケジュールや必要となるリソースについて協議を行う。	非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が評価・フィードバックするプロジェクトの本格実施を通じて、日英機械翻訳の精度向上を推進する。	○	日英機械翻訳については日本特許庁が責任を持つて精度向上を図るとともに、韓英、中英機械翻訳についても精度向上を確認していく必要がある。
				日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低コストで一般に提供。					・1年あたり5000語を追加登録し、現在、約7万語を収録する日英機械翻訳用辞書データを実費相当の価格で一般に提供。 ・例年通り、2011年2月に新規5000語の未知語を辞書データに追加登録し、3月中に追加登録された内容が含まれた日英機械翻訳辞書データを実費相当の価格で一般に提供する。	今後も継続して、未知語の追加登録と辞書データの提供を行い、一般に提供される特許文献の日英機械翻訳の精度向上を推進する。	○	今後も継続して、未知語の追加登録と辞書データの提供を行うことにより、日英機械翻訳の精度向上を図る必要がある。
				多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムの開発を推進。					多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムについては、特許庁業務・システム最適化計画における新検索システムにおいて、当該機能を含む要件の検討を進めた。	引き続き、新検索システムの設計・開発に向け、要件の検討を進める。	○	引き続き、多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムの開発を強力に進めていく必要がある。

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
36	植物新品種保護制度の共通基盤整備(中期)	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物新品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組み。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジア品種保護庁設立に向けた機運の醸成のため、東アジア植物新品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各国に対して普及啓発。</li> <li>各国のUPOV91年条約締結に向け、国内法改正を支援する専門家を派遣。</li> <li>各国の審査技術の向上に向けた専門家の派遣、研修生の受入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。</li> <li>左記の専門家派遣、研修生受入の継続実施。</li> <li>UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。</li> </ul>	東アジア品種保護庁の設置に向け、東アジア植物新品種保護フォーラムの常設事務局の設置し、取組を推進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジアにおける植物新品種保護制度の整備とUPOV加盟を促すため、専門家の派遣や地域セミナーを開催し、参加各国で植物新品種保護の重要性を認識。</li> <li>第3回東アジア植物新品種保護フォーラムをソウルで開催し、フォーラム参加国の要望を受け、以下の活動を実施。</li> <li>インドネシア及びタイがそれぞれ開催した「意識啓発セミナー」に我が国の専門家を派遣し、植物新品種保護の有益性についての両国関係者の認識の向上を推進。</li> <li>マレーシアにおいて「審査基準と審査・栽培試験技術の調和に関する作業部会」を開催し、審査基準と審査・栽培試験に係る技術の重要性についての認識を各国で共有。</li> <li>タイ及びマレーシアにおいて「審査基準に関する専門家会合」を開催し、ドリアン、トウガラシ等の審査基準を検討し、これらの審査基準案を作成。</li> <li>インドネシア、マレーシア及びフィリピンが開催した国内研修及びセミナーに我が国の専門家を派遣し、植物新品種保護の審査に関する知識及び技術の共有を推進。</li> <li>フォーラム参加国からの研修生や、制度のない国から局長級の要人を日本に招いて、植物新品種保護に係る研修等の実施による情報の共有を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回東アジア植物新品種保護フォーラムを本会合(インドネシア(5月))を実施し、各国の植物新品種保護に関する情報交換を実施。</li> <li>植物新品種保護制度の必要性について、各国での普及啓発セミナーの実施。</li> <li>UPOV91年条約締結に向け、各国の国内法改正を支援。</li> <li>各国の審査技術の向上に向けた専門家の派遣、研修生の受入。</li> <li>将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に、そのモデルとなるヨーロッパ品種庁(CPVO)の制度の調査を実施。</li> </ul>	○	アジアにおける植物新品種保護制度の整備やUPOV91年条約への加盟を促すため、専門家の派遣や地域セミナー等、着実に成果に結びつけていく取組を進める必要がある。		
37	途上国の知的財産環境整備(中期)	途上国、新興国の知的財産人材育成支援を強化しつつ、我が国による研修の経験者とのネットワークを構築する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>途上国・新興国からの研修生の受入れ、我が国からの専門家派遣の実施(IT化及び制度構築・運用支援を含む)。</li> <li>我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>①途上国・新興国からの研修生の受入、我が国から途上国への専門家派遣を実施し、途上国・新興国の知的財産権制度のインフラ整備(IT化、制度構築・運用にかかる支援等)を実施。</li> <li>また我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修生受入及び専門家派遣を継続実施するとともに、我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催予定。かかる取組を継続的に実施して途上国の知財インフラを整備しつつ、研修修了生のネットワークの強化を引き続き行う。</li> </ul>	○	途上国、新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、継続して、研修生受入、専門家派遣、研修経験者のフォローアップを実施していく必要がある。		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>APEC域内の知的財産関連人材育成機関の情報共有のためのウェブサイト構築。</li> <li>ウェブサイトを活用した人材育成機関間の連携強化策(例:研修プログラムの情報共有や研修生の交換)について検討。</li> </ul>	左記の検討結果を踏まえて、APEC域内の人材育成機関間で必要な取組を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①APECで承認された我が国提案の知財人材育成機関間の協働イニシアチブ(PACイニシアチブ)に基づく、APEC域内の知財人材育成機関の情報共有のためのウェブサイトを作成中。</li> <li>②2011年3月中にウェブサイトを公開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブサイトのコンテンツを充実させる等により、各知財人材育成機関の研修プログラム等の情報共有を図り、効果的な知財人材育成へ向け、知財人材育成機関同士の交流を促進する。</li> </ul>	○	APEC域内の知財人材育成機関の情報共有を図るため、ウェブサイトのコンテンツの充実を図る必要がある。			
再掲	ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期)	2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。	外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係国との交渉を継続し、関係省庁で連携しつつ、2010年中の交渉妥結を目指す。</li> </ul>	我が国における締結作業。	関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を拡大。	交渉の結果、2010年10月、東京で開催された関係国会合で大筋合意。2010年中に交渉を終了。	署名及び締結(国会承認が必要、時期未定)に向け、必要な作業を進める。	○	引き続き、締結に向けた作業を進める必要。また締結後は、アジア地域をはじめとする諸外国に対しACTA参加を促す。		

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
38	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省						・2010年7月に行われた日中経済パートナーシップ協議及び2010年8月に行われた日中ハイレベル経済対話において、模倣品・海賊版に対する対策強化や地名に関する商標の適切な保護を要請した。 ・2010年6月に行われた日韓経済局長協議において、コンテンツ侵害(模倣放送番組)への対策として、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を要請した。	引き続き、二国間協議の場において知財権侵害対策について協議する。	○	引き続き、協議を行うことが必要。
			文部科学省						・文化審議会著作権分科会国際小委員会における「インターネット上の海賊行為への対応について」の審議結果を踏まえ、政府レベルによる協議の重要性に鑑み、二国間協議の強化と対象国の拡大及び権利者団体の体制強化へ政府としての支援方策を検討した。 ・2010年10月に第5回日韓著作権協議を実施し、日韓間での著作権分野での協力・連携関係強化のため、文化庁と韓国文化体育観光部の間で覚書を交換することで基本的に合意した。 ・2010年8月の官民合同ミッション及び10月の第2回日中知的財産権WGに参加し、インターネット上の著作権侵害対策の強化等を要請した。また、2010年11月の第3回中国国際版權博覧会の主催国として、文化庁では関係省庁や関係産業界と連携の上①日本ブースの設置、②ワークショップの開催、③日中著作権セミナーの開催等の活動を行った。 ・2011年1月には日中韓文化大臣フォーラムの成果文書「奈良宣言」に、「文化産業振興の基礎である著作権保護と正規コンテンツの流通促進に協調して取り組む」を盛り込み、日中韓文化担当大臣が署名した。	・文化審議会著作権分科会国際小委員会での審議状況を踏まえつつ、二国間協議対象国の拡大等を検討する。 ・韓国文化体育観光部との間で今後の具体的な活動に関する検討を実施する。 ・中国国家版權局との間で、覚書に基づく第1回日中著作権会議を開催する。	○	引き続き、各種の取組を行い協議することが必要。
			経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下など)の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働き掛けにつなげる。 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日中ハイレベル経済対話 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日中知的財産権WG - 官民合同ミッション等					・2010年8月、第7回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)を派遣し、中国政府機関に対して、知財保護強化について要請するとともに、知財保護に係る協力事業について提案を行った。 ・2010年10月、第2回日中知的財産権ワーキング・グループを北京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底等について、日本側より提案等を行うとともに、産業界分野における協力推進について認識の共有を図った。	・2011年4月、昨年8月の第7回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)の派遣時に合意した広州交易会知的財産権保護シンポジウム等を実施し、広州交易会等における知財保護強化をPR等を行う予定。 ・2011年6月に第2回模倣品事務ワーキング・グループを開催、10月に第3回知的財産権ワーキング・グループを開催し、知的財産権保護に関する意見交換等を行う予定。 ・侵害発生国の取締り機関等を対象とした真贋判定セミナー等を開催するとともに、侵害発生国政府・地方機関等との意見交換を行う予定。	○	引き続き、各種の取組を行い協議することが必要。
			農林水産省						地方自治体や農林水産業の関係団体が参加する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施した。調査結果等を取りまとめた報告書を作成する。	引き続き、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施。	○	引き続き、模倣・偽装の調査を行い実態把握に努めるとともに、その結果を持って相手国に協議を行うことが必要。
			警察庁						・2010年6月、中国捜査当局との定期協議を開催し、日本における知的財産権侵害事犯の現状を説明し、情報交換等による連携強化を図るとともに、中国捜査当局に対し取締り要請を行った。 ・2010年10月、第2回日中知的財産権ワーキンググループに参加し、日本における知的財産権侵害事犯の現状と問題点について説明を行い、日本向け違法サイトに対する取締り強化と違法サイトの削除要請を行うとともに、違法サイトの情報提供スキームを提案した。	・経済産業省と連携しつつ、中国関係機関との情報提供スキームを構築する。 ・2011年中に開催予定の中国捜査当局との定期協議において、情報提供を行った違法サイトの閉鎖状況及び取締り状況の確認を行う。	○	引き続き、協議を行うことが必要。
総務省						・2010年10月末に開催された第2回日中知的財産権WGの枠組みにおいて、インターネット上のコンテンツの不正流通対策に向けて対応。	引き続き、侵害発生国・地域とさまざまな協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版等知財権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施していく予定。	○	引き続き、協議を行うことが必要。			

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
38	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	財務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下など)の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働き掛けにつなげる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 日中経済パートナーシップ協議</li> <li>- 日中ハイレベル経済対話</li> <li>- 日韓ハイレベル経済協議</li> <li>- 日中知的財産権WG</li> <li>- 官民合同ミッション等</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締り能力の構築を支援するため、世界税関機構と協力し、我が国専門家を派遣する等技術協力を実施した。</li> <li>・2010年9月、日中韓3か国税関と世界税関機構が協力し、IPRセミナー(於上海)を開催した。また、日中韓3か国税関において知的財産侵害物品に係る差止情報の交換を行った。</li> <li>・2010年11月、二国間支援により中国税関当局職員30名を受入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。</li> <li>・2010年11月、日中韓関税局長官会議の枠組みの下、日中韓知的財産作業部会を開催し、知的財産侵害物品の輸出等取締りの強化に向けた情報交換及び協力要請を行った。</li> <li>・2011年2月、二国間支援によりASEAN8ヶ国(カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム)の税関当局職員30名を受入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。</li> <li>・ブラジル等の税関当局との間で、知的財産侵害物品の水際取締りの強化等を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締り能力の構築を支援するため、世界税関機構と協力し、我が国専門家を派遣する等技術協力を実施する予定。</li> <li>・日中韓知的財産作業部会の場を活用し、引き続き日中韓3か国税関において知的財産侵害物品に係る情報交換を行う予定。</li> <li>・侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産侵害物品の水際取締りの強化等を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向け取り組む予定。</li> </ul>	○	引き続き、協議・協力を行う必要がある。	

具体的な取組	概要	担当府省	工程表				進捗状況		評価	今後の課題等	
			短期		中期		2014～2019年度	2010年度末までの具体的な取組状況			2011年度以降の具体的な取組予定
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度					
II コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進											
1	海外展開資金を供給する仕組みの創設(短期・中期)	海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ製作への投資を促すため、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	コンテンツ海外展開ファンドを組成。	ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツのライセンスを核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進するとともに、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討。			2010年度中の設立を目指し、産業界・海外事業者等との議論を重ね、検討を実施。「マンガ、アニメ、旧作映画等の我が国コンテンツを、海外市場向けに企画開発する費用を出資するファンドを創設」との基本構想案を策定。現在、基本構想案に基づき、投資家候補となり得る者との間で協議を進めているところ。	可能な限り、2010年度中の設立を目指し、引き続き準備を進める。また、ファンドの設立後には、適切な運用を確保する。	△	・2010年度中の創設に向けて取り組んでいるが年度内の設立には不透明な部分もある。 ・早急に創設を図るとともに、創設後、コンテンツの海外展開のビジネスモデルの確立を図る。
			総務省	民間ファンドに対する税財政上の支援の在り方を検討。	左記検討結果を基に民間ファンドの活動活性化のための環境整備を実施。			海外展開を含むコンテンツ製作・発信の資金を供給する仕組みのあり方等について調査研究を実施中。	上記調査研究の結果を踏まえ、具体的な方策について検討するとともに、可能な事項から順次実施。	△	調査研究の結果を踏まえ、具体的な方策を早急に検討することが必要。
2	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組種の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省	・海外コンテンツ市場の情報収集を行う海外拠点を中国等をはじめとして整備。 ・業界事情や法務・会計等に精通した弁護士・会計士等を活用し、国内企業の海外展開促進支援を行う体制を整備。	拠点地域の拡大や支援体制の拡充を通じて海外流通経路の確保を支援。			海外コンテンツ市場の情報収集を行う海外拠点を(財)ユニジャパンに委託し、中国(北京)に整備しているところ。	2011年度も引き続き、予算要求を行い、中国中心に海外コンテンツ市場の情報収集・国内企業海外展開促進支援を行う団体・体制整備を行う。	○	重要市場である中国(北京)の海外拠点を基に活動の強化を図ることが重要。
			総務省	コンテンツを海外の放送局等を介して継続的に海外へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進。				2010年8月から実証実験を実施しているところ。地域コンテンツ44本を製作し、中国、韓国、台湾、シンガポールを中心としたアジア地域において放送枠(例:上海メディアグループ(上海の放送局))を確保し、放送を行った。	左記実証実験の成果や国際共同製作を活用した地域コンテンツの海外展開に向けた調査等を行う。	○	実証実験の結果を受け、地域コンテンツの海外展開のためのさらなる方策の検討が必要。
3	国際共同製作促進の支援(短期・中期)	国際共同製作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省	諸外国の制度を参考としつつ、国際共同製作のインセンティブの支援の在り方について検討。	左記検討結果を基に、国際共同製作の支援制度を構築し実施。			諸外国の制度を参考としつつ、国際共同製作のインセンティブの支援の在り方について検討。検討の結果、経済産業省と文化庁が連携し、2011年度より、文化芸術振興費助成金(文化庁)における「映画製作への支援」において、国際共同製作支援の枠組みを新たに組み込むことになった。要件等について経産省で検討中。	引き続き、検討を進める。	○	文化庁とも協力し、国際共同製作支援のさらなる拡充について早急に検討が必要。
			総務省	「コンテンツ海外展開促進コンソーシアム(仮称)」を創設し、国際共同製作促進の支援策を検討。	左記検討結果を踏まえ、例えば海外メディアの募集・招へい、製作協力、翻訳などの国際共同製作促進の支援策を実施。	引き続き国際共同製作促進の支援策を実施するとともに、ノウハウの共有、放送コンテンツ等のグローバル展開、アジア各国等との国際共同製作支援を実施。		「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開」として2011年度政府予算案に計上された(0.9億円)。早期の執行に着手できるような具体的内容を検討。	左記予算を活用し、国際共同製作を活用した地域コンテンツの海外展開に向けた施策を行う。	○	予算を効果的に活用し、国際共同製作の具体化を図る必要。
4	国際共同製作協定の締結(中期)	アジア諸国を始めとした国との国際共同製作協定を締結する。	外務省	国際共同製作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項の検討について関係省庁と協力。	関係省庁と連携し、締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。			経済産業省・文化庁と連携し、支援の方策等について検討するほか、民間から協定締結のニーズがある国々(中、韓、英、仏、独等)の在外公館を通じて調査中。	締結の具体的なメリット・デメリットについて調査し、関係省庁と協力し検討を継続する。	○	早急に協定を締結するニーズがあると判断される国を絞り込んだ上で検討を進めることが必要。
			経済産業省	国際共同製作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項を検討。	締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。			諸外国(英国、豪州、NZ、カナダ等)の制度に関して、情報収集を実施するとともに、我が国の産業界におけるニーズヒアリングを実施。	引き続き、検討を進める。	○	情報収集やニーズヒアリングの成果を元に、より具体的な取組を行うことが必要。



	具体的な取組	概要	担当府省	工程表			進捗状況		評価	今後の課題等		
				短期		中期		長期			2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度					
5	大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。	経済産業省	国内フィルムコミッションや関係省庁と連携し、特定地域における撮影に関する支援を視野に入れ、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための方策を検討。	左記の検討結果に基づき、国内フィルムコミッションや関係省庁と連携し施策を実施。			・2009年度予算事業において、海外と共同で映画等の製作を行うためのマッチングを支援するとともに、各地のフィルムコミッションなどにおける国際共同製作のロケ支援を担う国際的な人材の育成を実施したところ。2010年度からは、民間で引き続き当該取組を行っており、当省としては、こういった民間の動きを尊重し、民間からの要望に応じて支援方法を検討する体制を敷いているところ。 ・また、国際共同製作を含む大規模撮影に取組む自治体の要請に応じ必要な情報を提供するほか、大規模撮影に関する総合特区について情報提供等の支援を行う。	引き続き、地方自治体や民間の要望に応じて情報提供等の支援を検討していく。	△	引き続き民間への情報提供等の協力を行うとともに、大規模映画撮影を促進するための方策について検討することが必要。	
			警察庁	海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施。	上記施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供等の取組を実施。			・上記検討を行う経済産業省と所要の連絡体制をとったほか、道路使用許可について各種照会等に応じた。 ・2010年12月、フィルムコミッションの全国組織である特定非営利法人ジャパン・フィルムコミッションが開催する研修会に講師として職員を派遣した。	引き続き、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施する。	○	引き続き、必要に応じ情報提供を行うことが必要。	
			国土交通省	海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。	上記施策に必要な協力を実施。			大型映画を撮影しようとする実施主体等に対し、必要な情報提供等の取組を実施した。	引き続き、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。	○	引き続き、必要に応じ情報提供を行うことが必要。	

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
			短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
6 国内外のイベントを活用した総合的発信（短期）	コ・フェスタ（映画祭やゲーム、ドラマその他のイベントを総合的に開催）の実施を始めとして、国内外の有名イベントを活用し、コンテンツ、ファッション、観光を始めとする日本の魅力を総合的に発信するとともに、海外からのユーザー招聘や海外における日本語教育の充実を通じて日本のコンテンツ人気の裾野を拡大する。	総務省	コ・フェスタの主要イベントの一環として「国際ドラマフェスティバル」を実施するなどイベントを活用した総合的なコンテンツ発信を支援。	事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。				2010年10月に、日本のテレビドラマの海外発信機会の拡大及び国際競争力の向上を目的とする「国際ドラマフェスティバル（第4回）」を経産省と共催（1,800人参加）し、海外の番組製作者等に対する表彰を行う等、コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援。	引き続き「国際ドラマフェスティバル」を共催し、海外の番組製作者等に対する表彰を行う等、コンテンツの海外展開拡大に向けた取組を支援。	○	引き続き、国際ドラマフェスティバルを通じた効果的な海外展開拡大に向けた取組が行われる必要。
		文部科学省	文化庁メディア芸術祭を開催し、地方展、海外展、ウェブ上の作品紹介（メディア芸術プラザ）を通じて日本のメディア芸術について総合的に発信。他のイベントとの連携について検討。	事業結果をフィードバックするとともに他のイベントと連携して実施。				第14回文化庁メディア芸術祭、メディア芸術祭地方展（京都・岡山）、メディア芸術祭海外展（istanbul）を開催するとともに、メディア芸術プラザを通じて、日本のメディア芸術について国内外に情報発信。また、国内外のメディア芸術関連フェスティバル等において、日本のメディア芸術について情報発信した。	引き続き、メディア芸術祭等の開催や、メディア芸術プラザでの情報発信、国内外のメディア芸術関連フェスティバル等における情報発信に取り組む。	○	引き続き、メディア芸術事業を実施するとともに、海外に対する効果的な情報発信が行われる必要。
		経済産業省	JAPAN国際コンテンツフェスティバル（コ・フェスタ）の継続の実施。 7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、総合的な情報発信を実施。	コ・フェスタの国際見本市としての機能を強化する観点から、海外からの知名度向上、海外バイヤー等の集客力向上、海外展開の強化、ハブ的機能の強化について改善策を検討して実施。				2010年9月から「JAPAN国際コンテンツフェスティバル（コ・フェスタ）」を実施し、28の関連イベントを開催し約130万人を動員し、海外に向け情報発信を行った。 また、関係省庁と連携して、JAPAN EXPO（2010年7月、パリ）にブースの出展を行い、コ・フェスタの情報発信を行った。	引き続き、JAPAN国際コンテンツフェスティバル（コ・フェスタ）の継続の実施を行うとともに、コ・フェスタの国際見本市としての機能強化について改善策を検討する。	○	引き続き、事業を実施するとともに、特に海外に対する効果的な情報発信が行われる必要。
		国土交通省	7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、コンテンツと訪日旅行を組み合わせた情報発信を実施。	事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。				「Visit Japan Year 秋キャンペーン」にあわせて、経産省、文化庁、東京都と連携し、東京の文化関係イベントをフックに、海外向け情報等を掲載したガイドブックを制作した。 ウェブサイト（JNTO HPなど）により、外国人旅行者向けニューズリリース等のコンテンツ充実・情報発信を行った。 JAPAN EXPO（2010年7月、パリ）に関係省庁と連携してブースを出展し、訪日促進のための情報発信を行った。 コ・フェスタの開催時期にあわせ、海外メディアを招聘し、日本の文化観光資源（ファッション、アニメ、映画等）に関連した情報発信を行った。 日本の文化観光資源を動機とした一般消費者の訪日旅行に関するニュース等の実施に関する調査を行う。 「魅力ある日本のおみやげコンテスト2011」開催し、おみやげを通して日本の魅力を海外に伝えることで訪日旅行を促進する。	2010年度に実施した文化観光資源を動機とした一般消費者の訪日旅行に関するニーズ調査の結果を踏まえたプロモーションを実施予定。 引き続き、魅力ある日本のおみやげを育成・発掘し、地域ブランドの振興を図るとともに、おみやげを通して日本の魅力を海外に伝えることで訪日旅行を促進する。 また、引き続き、ウェブサイトのコンテンツの充実・情報発信や、「JAPAN EXPO」に出展し、訪日促進のための情報発信を行う。	○	引き続き、所要の予算の確保につとめるとともに、海外に対する効果的な情報発信が行われる必要。
		外務省	国際交流基金を介して7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、日本のポップカルチャーに集まる若者の関心を、より深い日本理解、日本語学習へと導く事業を実施。	事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。				JAPAN EXPO（2010年7月、パリ）に国際交流基金を介し関係省庁と連携してブースを出展し、日本のポップカルチャーに集まる若者の関心を、より深い日本理解、日本語学習へと導く事業（和太鼓演奏、日本語学習用ウェブサイトによる日本語体験等）を実施。	毎年7月にパリで開催される「JAPAN EXPO」の機会を利用して、日本及び日本文化の魅力を2010年度の事業結果をフィードバックし、かつ関係省庁等と連携して、総合的に発信する。	○	引き続き、事業を実施するとともに、関係省庁と連携した効果的な情報発信が行われることが必要。
7 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築（短期・中期）	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省	アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイトのニーズに応じた支援を検討。	左記検討結果を基にアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。			アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について関係業界に対してはアテリングを行った結果を踏まえ、海外においてネット配信を利用してアニメ・コミックを配信する動きが出てくる等、民間独自の動きが進んできたことから、民間の動向を注視した。	引き続き、民間の取組の動向を把握しつつ、政策要望に応じた支援方法を検討していく。	○	引き続き、民間の動向を把握し、政策要望等について情報収集することが必要。	

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題等					
			短期		中期		長期								
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度								
8 諸外国におけるコンテンツ規制の緩和(中期)	地上波における日本ドラマの禁止や外国製ゲーム機販売規制・ゲーム流通規制や映像の外国種の数量規制といった、諸外国におけるコンテンツ規制の緩和を強く働き掛け、実現する。	外務省	規制緩和を求めていくべき国・事項のプライオリティを進めながら整理。	二国間協議(日中経済パートナーシップ協議、日韓経済局長協議などの場において関係国と協議し、規制緩和を引き出す。	「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」などの多国間及び二国間の国際対話の場を通じ、国際共同製作の推進や、成功事例のプレイアアップを実施。	左記の取組を通じ、相互間の連携強化を行いつつ、各国のコンテンツ規制の緩和を図る。	・中国に対し、2010年7月に行われた日中経済パートナーシップ協議において、外国産ドラマ・アニメの放送制限規制、総量規制の緩和・撤廃等を要請。 ・韓国に対し、2010年6月に行われた日韓経済局長協議において、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を要請した。 ・総務省、文部科学省、経済産業省は、これらの働きかけに必要な情報を収集・共有するなど、連携し対応した。	引き続き、関係省庁と連携し二国間協議の場においてコンテンツの規制緩和・撤廃等について協議する。	○	規制の緩和・撤廃の実現に向けて、相手国への働きかけを強化していくことが必要。					
							経済産業省	「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」などの多国間及び二国間の国際対話の場を通じ、国際共同製作の推進や、成功事例のプレイアアップを実施。			・日中韓文化コンテンツ産業フォーラム、同フォーラムタスクフォース、中国文化部長と経済産業大臣との会談、日中映像交流事業(「映画、テレビ週間」「アニメ・フェスティバル」)の文化、ラテ総局との会議等を通じて、中国の規制緩和について働きかけを行った。 ・また、アジア・コンテンツ・ビジネスサミットにてアジアにおけるコンテンツ流通促進のための課題や今後の取組等について意見交換を行った。	引き続き、関係省庁と連携し、文化の国際化の観点から、二国間協議の場においてコンテンツの規制緩和・撤廃等について協議する。	○		
							文部科学省	・今後の学校教育(初等中等教育段階)の情報化に関する総合的な推進方策について検討するため、「学校教育の情報化に関する懇談会」において、デジタル教科書・教材の在り方を含めた学校教育の情報化を戦略的かつ一体的に推進する「教育の情報化ビジョン(仮称)」を策定し、ハード・ソフト・ヒューマンの面から関係府省と連携して、総合的に情報通信技術の活用を推進。 ・既存のデジタル教科書(教科書準拠型デジタル教材)を普及促進。 ・文部科学省が提供する教材等をデジタル化。			・デジタル教科書・教材の電子書籍化、マルチメディア化を推進。 ・児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器等の活用に向けた取組を実施。	・今後の学校教育(初等中等教育段階)の情報化に関する総合的な推進方策について検討するため、2010年4月、「学校教育の情報化に関する懇談会」を設置。ここでの議論等を踏まえ、2010年8月、デジタル教科書・教材の在り方を含めた学校教育の情報化を戦略的かつ一体的に推進する「教育の情報化ビジョン(仮称)」を策定・公表。 2010年度中に「教育の情報化ビジョン」を策定予定。 ・また、2010年度補正予算により、先導的デジタル教材の研究開発を実施予定(外国語、国語、算数)。		「学びのイノベーション事業」において、デジタル教科書・教材や情報端末等について、学校種、発達段階、教科に応じた教育効果や指導方法に関する実証研究等、小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校において実施。(総務省と同一の実証研究校)	○
							総務省	「フューチャースクール推進事業」を着実に推進。デジタル教科書・教材コンテンツについては、本事業の中で、教育クラウドにより、デジタル教材(教科書)を一元的に提供するとともに、タブレットPCの活用方策としてデジタル教材のオールインワン化、ネットワーク配信などを検討。			児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器等によるデジタル教科書・教材の充実に向けた取組を実施。	・「フューチャースクール推進事業」の実証研究の請負先と実証校が決定(8月6日公表)し、実証校(全国小学校10校)において情報通信環境を構築するとともに、教員研修を実施し、教育クラウドによるデジタル教材(教科書)の一元的提供等を含む実証研究を開始。 ・2011年3月に実証研究を踏まえ、情報通信面に関するガイドライン(手引書)を策定予定。		2011年度においては、2010年度から継続する公立小学校10校に、新たな実証校として中学校8校及び特別支援学校2校を追加して実施。(文部科学省と同一の実証研究校)	

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等		
			短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定				
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度						
10	地域発コンテンツ制作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ制作支援を拡充する。	総務省	・地域のコンテンツ制作を支援するとともに、日本のコンテンツを積極的に世界へ発信する機会を創出するため、海外の放送時間枠を確保し、コンテンツの海外展開の取組を促進。 ・各地域におけるデジタルコンテンツの整備・流通基盤及び「地域コンテンツクラウド(仮称)」の整備や「地域コンテンツプロフェッサー(仮称)」の育成を含む「地域コンテンツ力創造事業(仮称)」の実施。				・2010年8月から実証実験を実施しているところ。地域コンテンツ44本を製作し、中国、韓国、台湾、シンガポールを中心としたアジア地域において放送枠(例:上海メディアグループ(上海の放送局))を確保し、放送を行った。<再掲> ・「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開」として政府予算案に計上された(0.9億円)。早期の執行に着手できるよう具体的内容を検討。<再掲>		左記実証実験の成果も活用しつつ、国際共同製作を活用した地域コンテンツの海外展開に向けた調査等を行う。	○	関係省庁と連携し、引き続き効果的な海外発信が行われる必要。	
			国土交通省	地域発コンテンツを活用した訪日旅行促進のための事業を実施。				地域(地方公共団体等)が国と連携して行う外国人旅行者の訪日を促進するための事業(デジタルジャパン地方連携事業)において、タイ民放地上波全国放送のドラマの撮影を大阪、神戸に誘致するなど、地域のコンテンツの海外展開を実施した。		引き続き効果的な海外プロモーションの展開。	○	関係省庁と連携し、引き続き効果的な海外発信が行われる必要。	
			経済産業省	地域資源を活用したコンテンツ制作を通じ、観光客等の増加を実現できる人材の育成を図り、各地の大学等と地域経済界が連携し、地域振興を目的とした映像製作に関する取組を試行し、そのノウハウをカリキュラムとして体系化。				2010年度事業において各地大学等と地域経済界が連携による地域振興を目的とした映像製作(地域)に関する取組を支援。そのノウハウを体系化し、年度内にカリキュラムを作成する予定。		2010年度事業で作成されたカリキュラムを公表し、普及を図ることにより、全国各地で地域資源を活用した映像製作による人材育成および地域振興の取組が進むよう支援を行う。	○	関係省庁と連携し、作成されたカリキュラムの普及を図る必要。	
11	NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期)	多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。	総務省	2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率等が高まるようNHKとしての取組を促進。		NHKの2011年度国内放送番組編集の基本計画において、「企画競争などを通して国内外の優れた制作者の斬新な発想や手法を積極的に取り入れ、番組の多様化を推進」となされているところ。		2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率等が高まるようNHKとしての取組を促進。	○	引き続きNHKの取組状況を注視するとともに、外部制作事業者の活用促進が必要。			
12	コンテンツ版COEの形成促進(中期)	コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエイターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence))の形成を促進する。	文部科学省	・「グローバルCOEプログラム」等の大学におけるCOE形成支援等について、在り方を検討した上で、実施。  ・メディア芸術に関する情報収集・発信や関連の文化施設、大学等の連携・協力の拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築。		・「グローバルCOEプログラム」において早稲田大学「演劇・映像国際的教育拠点」事業や立命館大学「日本文化デジタル・イノベーション拠点」事業の継続実施に向けて必要な予算が政府予算案に計上された。 ・東京大学情報学環においてデジタルアーカイブ活用人材養成等の取組を実施。		「グローバルCOEプログラム」の継続実施に努めるとともに、各大学の取組を促進。		○	引き続き、海外からも人材が集まる日本の大学、大学院を中心としたコンテンツの拠点形成の促進が必要。		
			文部科学省	専門学校や大学と産業界等との連携による、コンテンツ分野等の人材育成に関する枠組みモデルの構築。		メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築を進めるとともに、シンポジウム等の開催を通じて関係者による協議・検討を実施し、文化施設、大学等の連携のための枠組みを構築。		引き続き、メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築や、文化施設、大学等の連携促進事業等を推進する。		△			
			経済産業省	我が国の大学を活用して、コンテンツを活用した新たなメディアの創出を促進するための3Dアニメ映像等の人材育成・技術開発連携体制の整備を実施。		2010年度予算にて我が国の大学、専門学校等の教育機関と連携し、3DCGアニメーター等の人材育成を行う拠点の整備を行っているところ。		2010年度事業を引き続き行うとともに、来年度における支援方法について検討を行う予定。		○	引き続き、教育機関と連携し、技術的側面からの人材育成支援が必要。		
			総務省	次世代映像コンテンツ制作技術の展開方策について検討。		左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ制作技術の大学等への展開支援。		・グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討部会「コンテンツ振興検討チーム」において、次世代映像コンテンツ制作技術の展開方策について、関係者からヒアリングを実施するとともに、有識者により検討を実施した。 ・その結果等に基づき、「デジタルコンテンツ力創造事業」として2011年度概算要求に計上するも、政府予算案への計上が見送られた。		次世代映像コンテンツ制作技術の大学等への展開方策に関する検討をさらに行う。		△	コンテンツ版COE形成促進に資するため、引き続き次世代映像コンテンツ制作技術の大学等への展開方策に関する検討を進め、その具体化を図ることが必要。
			総務省										

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定	評価	今後の課題等
			短期		中期		長期				
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
13 海外のクリエイター とのネットワーク構築 (短期)	世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。	文部科学省	新進芸術家海外研修制度において新進のクリエイター、プロデューサー等の海外派遣の実施。					我が国の新進芸術家(映画:2名、メディア芸術:3名)を諸外国に派遣し、海外の大学や芸術団体等における実践的な研修機会を提供。	2011年度予算成立後、2011年度研修員の決定及び派遣を実施。引き続き、研修等の支援の充実を図る。	○	引き続き、コンテンツ分野の人材が派遣される必要。
		経済産業省	・米国等最先端の映画・映像制作関連の教育機関への留学を支援する事業の実施。 ・アジア域内におけるプロデューサーの体験の共有化のため、アジア共通のテキストとなるカリキュラムをアジアの関係者との協働により作成し、「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」の場を活用し、域内の主要教育機関での採用を促進。					2010年度の米国フィルムスクール入学者を対象に留学支援として授業料相当額の支援を実施。代表的なアメリカのフィルムスクールであるAFI(American Film Institute)の入学者に支援を行った。また、来年度以降の留学予定者を対象に短期研修プログラムやセミナー等を実施。フィルムスクールのカリキュラム紹介、インターンシップ先のスタジオ、プロダクションへの訪問、在学生からのヒアリングなどを行った。	2011年度も引き続き、予算要求を行い、プロデューサー育成を目的とした留学支援事業を行う予定。	○	継続的な留学支援により、世界に通用する人材の育成が必要。
		総務省	海外クリエイターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成の方策を検討。	左記の検討結果に基づき、海外クリエイターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成の方策の実施。					メディアコンテンツに関わる官民の関係者からなる日本青少年訪中代表団(メディア・コンテンツ分団)として分団員23名の派遣を実施し、中国のテレビ局等を訪問するなど人材交流を図った。また、国際共同製作を通じた人材育成に向けた新規予算が2011年度政府予算案に計上された。	左記海外派遣による効果を検証し、2010年度以降の改善策を検討するとともに、国際共同製作を通じた人材育成にも資する地域コンテンツの海外展開に向けた調査等を行う。	○
14 アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期)	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。	経済産業省	・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(ハイプライン)を連結し、管理ツール・生産支援ツール等を供給する「アジア域内でのCGアニメ共同制作のためのインフラ構築構想」を検討。 ・熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3D等新たな制作技術習得カリキュラム等の作成及び普及。	左記の検討結果に基づき、アジア域内でのためのアニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(ハイプライン)を連結し、管理ツール・生産支援ツール等を供給するインフラ構築構想を民間のニーズを踏まえ、検討・実施。			・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(ハイプライン)について関係業界の検討結果を踏まえ、支援の在り方について検討を行っているところ。 ・また、2011年3月末までに熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3D等新たな制作技術習得カリキュラムの作成、普及を行う。	・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(ハイプライン)について関係業界の検討結果を踏まえ、支援の在り方について、引き続き、検討を行う。 ・また左記のカリキュラムの普及を図る。	○	・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(ハイプライン)については、検討を踏まえて、支援の具体化が必要。 ・今後も作成したカリキュラムの普及を進め、制作ノウハウ等の共有に資する取組が必要。	
		総務省	3D、多視点映像符号化技術等の次世代映像コンテンツ製作環境の整備方策について検討。	左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ製作環境の整備。			・グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース国際競争力強化検討会「コンテンツ振興検討チーム」において、3D、多視点符号化技術等の次世代映像コンテンツ製作環境の整備方策について、関係者からヒアリングを実施するとともに、有識者により検討を実施した。 ・その結果等に基づき、「デジタルコンテンツ力創造事業」として2011年度概算要求に計上するも、政府予算案への計上が見送られた。<再掲>	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化に対応するコンテンツ制作環境の整備方策にさらに検討を行う。	△	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化に対応するコンテンツ制作環境の整備方策については、さらに検討を進め、その具体化を図ることが必要。	
15 アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期)	アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。	経済産業省	高度な能力を有するアジア等の外国人材の受入れにより、国内制作者が、高度外国人材の有する制作ノウハウによって、コンテンツ製作能力を向上させる可能性について検討。	左記の検討結果に基づき、アジア等の外国人材の受入れを促進するための環境を整備。			関係業界にヒアリングを行い、高度な能力を有するアジア等の外国人材の受入れにより、国内制作者が、高度外国人材の有する制作ノウハウによって、コンテンツ製作能力を向上させる可能性について検討を行ったところ。	左記検討を踏まえた環境整備等を実施。	△	今後は、検討結果を踏まえ、外国人クリエイターの在住円滑化など、コンテンツ人材受け入れ促進のための具体的な環境整備が必要。	

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題等			
			短期		中期		長期						
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度						
16	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省	小中高等学校段階の子どもたちを対象に、地域における高度ICT人材を養成するために、下記のような施策を実施。 小中高等学校段階の子どもたちを対象に、集中的(例えば合宿形式)かつ継続的(例えば1人につき原則3年間以上)に、地域における高度ICT人材を育成する事業を実施し、子どもたちにデジタル作品の設計・制作、プログラミング技術等の習得を支援(「デジタルネイティブ登龍門」)。また、国内外の先進企業や研究機関における視察の機会も提供。)	左記の検討に基づき、産学連携によるカリキュラム開発。	小中高等学校段階の子どもたちを対象に、地域における高度ICT人材を養成するために、下記のような施策を実施。 (産業界、大学等と連携し、デジタルネイティブ世代である小中高等学校段階の子どもたちを対象に、集中的(例えば合宿形式)かつ継続的(例えば1人につき原則3年間以上)に、地域における高度ICT人材を育成する事業を実施し、子どもたちにデジタル作品の設計・制作、プログラミング技術等の習得を支援(「デジタルネイティブ登龍門」)。また、国内外の先進企業や研究機関における視察の機会も提供。)	2012年度	2013年度	2014～2019年度	・初等中等教育段階の子どもたちを対象に、地域でプログラミングやデジタルコンテンツの制作等に関する集中的かつ継続的な講座を実施するためのカリキュラム及び教材等の開発を行うことについて、有識者等からの意見聴取や関連施設への訪問を踏まえ検討を行った。 ・なお、2011年度予算案において、「デジタルネイティブ登龍門推進事業」とし所要の経費を要望したが、2011年度予算案に盛り込まれなかった。 ・2010年4月より学校教育の情報化に関する懇談会を開催し、「教育の情報化ビジョン」の策定に向けて検討している。これまでの検討を踏まえて取りまとめた「教育の情報化ビジョン(案)」において、高度情報通信技術人材を育成する観点から、地域におけるデジタルコンテンツの制作やプログラミング等に関するワークショップ等の展開の重要性についても明記しているところ。	△	小中学生段階からのデジタルコンテンツ制作教育に関して、検討を踏まえた施策を実施する必要。	
17	一流クリエイターの学校訪問による創造活動の充実(短期)	一流のクリエイターによる学校訪問や、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を通じ、学校教育において創造活動の機会や知財教育を充実する。	文部科学省	子どもための優れた舞台芸術体験事業等によって、小中学校等に講師を派遣して実施する計画的・継続的なワークショップ等を実施するとともに、学校教育における創造活動の機会や知財教育の充実やコミュニケーション教育活動の推進について検討。	左記の検討に基づき、必要な方策を実施。	「子どもための優れた舞台芸術体験事業」として、希望のあった小中学校等に芸術家等を派遣し、講話や実技披露、実技指導を実施することにより、学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会を充実。(※2010年度実施件数:約3,000件、2011年度予算案においては、約3,000件から約4,000件に拡充)				△	2011年度において、「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を実施予定。引き続き、学校教育における創造活動やコミュニケーション能力を高める教育活動の機会や知財教育の充実に取り組む。	○	コンテンツ分野の多様なクリエイターの活用を充実する必要がある。
18	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。	経済産業省 文部科学省	JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)において、国内外のトップ・クリエイター等による次世代の若手クリエイターの発掘と同クリエイターの制作・発表が行える場を創設。 国内映画祭への支援を実施するとともに、短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。	コ・フェスタの海外展開などと連携し、海外における作品発表の場の提供や海外クリエイターとの交流を促進するための施策を立案・実施し、海外にまで活躍の場の拡大を促進。	2010年度事業において、短編映像制作支援を実施したところ。具体的には、コ・フェスタPAO等、若手人材の発表の場を設けた。				○	左記の事業の対象クリエイターや制作作品を、コ・フェスタ等を通じ、国内外に発信する機会を設ける予定。	○	今後も若手クリエイターの発信の場を確保することが必要。
19	二次創作の権利処理ルールの明確化(中期)	二次創作(パロディ含む)やネット上の共同制作の権利処理ルールを明確化する。	文部科学省 経済産業省 総務省	ネット上で複数者により制作されるコンテンツの権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2010年度中に報告書を取りまとめる。 コンテンツ流通に係る権利処理に関して、デジタルコンテンツの権利者やコンテンツホルダー自らが許諾、利用制御、価格設定を行う「多元素権利処理システム」の在り方について、契約・取引コストの低減という観点から検討し、システムの基本設計及び実証事業を実施。 映像コンテンツの共同制作・二次創作の権利処理と収益分配等のルールの検討(サイバー特区等)を行い、ルールのあり方について具体的な結論を提示。	左記の報告書の内容等に基づき、必要な措置を実施。 左記の取組等を通じて、二次創作の権利処理事例などを収集し、これに関するルールを明確化。 左記の検討に基づき、共同制作・二次創作したコンテンツの権利処理ルール、収益分配のモデル約款を策定。	・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、日本及び諸外国におけるネット上の複数者の創作によるコンテンツの状況について報告が行われた。 ・2010年12月に開催された文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に審議経過を報告し、2011年1月の文化審議会著作権分科会において同小委員会からの報告が行われた。 複雑化するデジタルコンテンツ市場に即したビジネスモデルの構築に必要な環境を整備するため、実証実験を実施。2011年3月に事業成果を取りまとめ予定。 2010年10月にサイバー特区として「映像コンテンツの共同制作・二次創作に関する調査研究」を含む実施テーマを採択した。2011年3月に事業成果を取りまとめ予定。				△	引き続き、法制問題小委員会契約・利用ワーキングチームにおいて、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討。 引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。 調査研究の結果を踏まえ、引き続き映像コンテンツの共同制作・二次創作の権利処理と収益分配等のルールについて検討。	○	・結論を出すに至らず、引き続き検討が必要。 ・2011年度中に報告書を取りまとめ、必要な措置を実施することが必要。 実証実験の成果を踏まえ、施策の具体化を図る必要。 調査研究の結果を踏まえ、映像コンテンツの共同制作・二次創作の権利処理と収益分配等のルールについて、検討することが必要。
20	ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期)	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。	文部科学省	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に関し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。	左記の検討に基づき、必要に応じて支援のための施策を実施。	配信事業者と音楽著作権管理事業者に対し、随時情報提供を行い、両者間で契約締結が行われるなど、民間における関係者間のルール形成が進むよう支援した。				△	引き続き、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、支援を行う。	△	民間事業者の取組として、権利者団体と配信事業者の包括契約が進んだものであるが、こうした民間の取組がさらに進むよう、必要な支援を行うべき。

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題等
			短期		中期		長期			
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度			
21	コンテンツのアーカイブ化及びそのデジタル化・ネットワーク化の推進(短期・中期)	我が国コンテンツを国の文化遺産と捉え、映像のアーカイブ化や、日本のポップカルチャーに関する様々なアーカイブのデジタル化・ネットワーク化への支援を通じ、創造基盤のためのアーカイブを整備する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の実施。(連携事業等5件)</li> <li>メディア芸術デジタルアーカイブ事業</li> <li>東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の充実。</li> <li>メディア芸術デジタルアーカイブ事業、東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の継続的な実施。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築を進めるとともに、シンポジウム等を通じ関係者による協議・検討を実施し、文化施設、大学等の連携のための枠組みを構築。&lt;再掲&gt;</li> <li>メディア芸術作品の作品情報・所在情報に関するデータベースシステム(一部デジタルデータを含む)について関係者による協議・検討を実施し、システム整備等を推進。データベースシステムについて、2011年3月を目途に関係者向け試験公開する方向で調整中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、メディア芸術に関する情報拠点機能(ポータルサイト)構築や、文化施設、大学等の連携促進事業等を推進する。</li> <li>引き続き、メディア芸術作品の作品情報・所在情報等に関するデータベースシステム(一部デジタルデータを含む)の整備等を推進する。</li> </ul>	△	メディア芸術の各アーカイブ機関をネットワーク化するにあたっては、アクセスできるアーカイブの範囲やアーカイブのメタデータの共通化、必要なデジタル化、各機関におけるアーカイブ方針のすり合わせ等様々な課題があり、これら課題を解決し、取組を加速していくことが必要。
22	NHKの放送番組資産の戦略的活用(短期・中期)	NHKが制作した映像や音声のコンテンツの蓄積を国民の貴重な財産ととらえ、そのコンテンツの戦略的な活用を促進する。	総務省	NHKのアーカイブ業務等の放送番組資産が有効活用されるための取組状況について分析・評価。	左記の分析・評価等を踏まえ、NHKの放送番組資産がより活用されるよう、NHKとしての取組を促す。		NHKは、オンデマンドサービスの収支改善に向けて2010年12月に「特選月額見放題パック」の導入、料金値下げを行い、番組視聴数は、11月の38万から12月は53万に増加した。この状況を踏まえ、2011年度NHK予算では、2010年度比約4億円の収支改善を見込んでいるところ。	左記分析も踏まえ、NHKにおける放送番組資産の活用状況について継続的に分析・評価を実施するとともに、NHKオンデマンドサービスをはじめとしたインターネットを通じた放送番組の配信に係る財源の在り方の検討を含め、NHKの放送番組資産の活用を促進する。	△	NHKオンデマンド自体の活用状況は漸進。他方、NHKアーカイブの過去の番組資産の活用については十分に進んでおらず、さらなる措置の検討が必要。
23	民間放送局による放送番組の保存促進(短期・中期)	民間放送局のコンテンツについても、民間主体によるコンテンツの蓄積が促進されるよう支援する。	総務省	放送局における番組のデジタル保存が促進されるよう、その支援策について検討。	左記の検討に基づき、必要な支援を実施。		民間主体によるコンテンツの蓄積の促進に向けた仕組みのあり方を含むコンテンツ資産の利活用の促進について検討。2月から開催している「デジタルコンテンツ創富力の強化に向けた懇談会」において検討を深めていく予定。	2011年2月から開催している「デジタルコンテンツ創富力の強化に向けた懇談会」において検討を深め、6月末を目途に本件も含めてとりまとめ予定。	△	6月までの検討結果を踏まえ、民間放送番組の保存の促進に向けて実効的な方策を講じる必要がある。
24	「コンテンツ特区」の創設(短期)	「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する国際的な場を創出する。	経済産業省	さまざまな情報通信技術により街や商業空間等をメディア化(e空間)し、位置情報連動サービスのような新しいサービスを創出する場を設け、実証事業を実施。					△	
			総務省	コンテンツ特区による振興方策について、検証。	実証実験を通じた新事業モデルの開発支援。		総合特区制度(総合特区法案は閣議決定)において、コンテンツ関連の特区の創設をめざし、地方自治体等に情報提供等の支援を行っている。(「総合特区制度」の対象は特に限定されておらず、提案の内容次第であるが、候補の1つとしてコンテンツ特区が想定されている)	引き続き、特区制度の動向を注視しつつ、地方自治体等に情報提供等の支援を行っていく。	△	新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する「コンテンツ特区」の具体的な条件が地域から提案されるよう、必要な支援を実施する必要。
			文部科学省	個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約の問題について、経済産業省や総務省による取組と連携。						△

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
			短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
25 新たなメディア創出 のためのインフラ整備 (短期・中期)	モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援、クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省	207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のインフラ整備(受託放送)に係る制度整備を行い、参入事業者を決定。					207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のインフラ整備(受託放送)に係る制度整備を行い、参入事業者を決定した(2010年9月)。	207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のソフト事業(受託放送業務の認定)に係る制度整備を行う。	○	特にマルチメディア放送やホワイトスペースについては実際の活用が図られるよう整備をさらに促進する必要。
			「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」を開催し、90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送を含めた地域情報メディアの将来像について検討し	90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備。				「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」を開催し、90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送を含めた地域情報メディアの将来像について報告書を取りまとめ(2010年7月)、制度枠組みについての意見募集及び参入希望調査を実施した(2011年1月～2月)。	90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送の制度整備を行う。	○	
			デジタルサイネージの標準化政策に関し「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略に関する検討チーム」において検討を行い、結論。(2010年9月)	実証実験の実施等によりデジタルサイネージに係る標準化を推進。				デジタルサイネージについて、戦略具体化に向けた官民の検討の場として、「デジタルサイネージ・ユーザーズ・フォーラム」を設置し、「デジタルサイネージコンソーシアム」と連携・協調した検討を開始。	ユーザー視点から要件を整理し、仕様の策定に向けた検討を行う予定。	○	
			2010年度末までにブロードバンドを全世界帯において利用可能化。	民間のみでは整備が進まない地域を公的整備の手法によりFTTH等を整備。				左記の目標に向け、ブロードバンド整備を進めてきたところ、ブロードバンドサービスが提供されていない地域については、2010年度中に概ね解消される見込み。		○	
			ホワイトスペースの活用を始めた電波の有効利用のための方策を2010年度中に「新たな電波の活用ビジョン」に関する検討チームにおいて策定。	研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。				・2010年7月、ホワイトスペースなど新たな電波の有効利用のための方策を「新たな電波の活用ビジョン」に関する検討チームにおいて策定したところ。 ・ホワイトスペース活用のための研究開発及び実証実験として、2011年度予算政府案に計上された(15.3億円)。	ホワイトスペース活用の実現に向けて、2010年度に地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境整備を行う。	○	
			一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に、実証実験を実施。	前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。				2010年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	実証実験の成果をもとに、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施予定。	○	
	クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発を行い技術を確認するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施。					「クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発」の研究開発を実施中。	研究開発を推進しつつ、研究の成果を展開するために民間フォーラム等と連携しながら所要の標準化活動を実施。	○			



具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題等		
			短期		中期		長期					
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度					
26	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	総務省	通信・放送の総合的な法体系的な整備について、「放送法等の一部を改正する法律案」を国会提出。	速やかな関係政省令等の整備。				通信・放送の総合的な法体系的な整備について、「放送法等の一部を改正する法律案」が第176回国会において成立。(平成22年法律第65号)	速やかな関係政省令等の整備。	○	引き続き速やかな関係政省令等の整備を図る必要。	
			ホワイトスペースの総合的な法体系的な整備を始めた電波の有効利用のための方策を2010年度中に策定する。	研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。				・2010年7月、ホワイトスペースなど新たな電波の有効利用のための方策を「新たな電波の活用ビジョン」に関する検討チーム」において策定したと。・ホワイトスペース活用のための研究開発及び実証実験として、2011年度予算政府案に計上された(15.3億円)。	ホワイトスペース活用の実現に向けて、2010年度に地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、2011年度に環境整備を行う。	○	引き続き電波の有効利用が図られるよう速やかに環境整備を図る必要。	
27	書籍の電子配信の促進(短期・中期)	総務省	前年度からの総務省・文部科学省・経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」において、6月28日に報告が取りまとめられた。同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。	2010年度に実施される「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」における取りまとめ等に基づき、必要とされる対応等を検討・実施。				「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。日本語基本フォーマットの確立、検索技術の最適化、書店と電子出版の共存共栄等の課題については「新ICT活用サービス創出支援事業(電子出版の環境整備)」により、その事業の着実な実施を推進し、電子出版に関する技術的課題を解決する。・「知のデジタルアーカイブに関する研究会」において、国内に眠っている知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み(デジタルアーカイブ)の構築による知の地域づくりに向けて、関係機関と連携した取組を推進するため、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会技術ワーキングチーム」のサブワーキングチームとして2011年2月1日のデジタルアーカイブに関する研究会を設置・開催	「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。・同報告において示されたアクションプランのうち文部科学省が担当となった、デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する検討事項については、2010年11月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を設置し、検討を開始した。・同報告において示されたアクションプランのうち文部科学省が担当となった、出版者への権利付与に関する検討については、「諸外国の著作権法等における出版者の権利及び出版契約に関連した契約規定に関する調査研究」を実施し、年度内に報告書を取りまとめ予定。	○	中間ファイルフォーマットの策定を早期に行うとともに、引き続き、ドラッグ＆ドロップな現状を踏まえ、必要な施策を検討していく必要。	
			書籍の電子配信を促進するに当たって、知の拡大再生産の確保に留意しつつ、非商業分野において国立国会図書館によるデジタル・アーカイブ化の促進や電子納本に向けた環境整備を図るとともに、商業分野において民間における標準規格の策定、権利処理ルールやビジネスモデル形成の取組を支援する。					文部科学省	「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」において、6月を目途に一定の取りまとめ。	「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。・同報告において示されたアクションプランのうち文部科学省が担当となった、デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する検討事項については、2010年11月に設置した「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討、速やかに一定の整理を行う予定。	○	「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」における検討事項について、早急に結論をとりまとめ、所要の施策の具体化を進めていく必要。
			総務省、文部科学省、経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」において、6月28日に報告が取りまとめられた。同報告においては、国内における電子出版の利活用の推進に向けた方策について一定程度の整理が行われた。					経済産業省	同報告において示された具体的政策的方向性のうち、「個々の出版物の特性に応じた契約を円滑化する取組の構築」、「外字・異体字が容易に利用できる環境の整備」について、実証事業を実施し、2011年3月に事業成果を取りまとめ予定。また、2010年度補正予算事業(書籍等デジタル化推進事業)にて、実証実験の提案公募を実施(2011年2月3日～3月4日)。	「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」において整理された検討事項について順次検討を行う。また、総務省、文部科学省、経済産業省は、相互に情報共有を図りつつ、具体的施策を推進する。	○	実証実験の結果を早急にとりまとめ、所要の施策を検討していく必要。

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
28	放送番組の電子配信の促進(短期)	放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。	総務省	映像分野の権利処理一元化推進のため権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の実証実験を実施。	映像分野の権利処理一元化推進のため不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。	映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の電子化の許諾システム等の実証実験を実施。		2010年6月に「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」を設置、2010年8月から権利処理一元化の促進に向けた実証実験を実施。	引き続き左記連絡会を開催し、権利処理窓口一元化、不明権利者探索に関する実証実験を実施予定。	○	引き続き、実証実験を進め、円滑な権利処理等の本格的な展開を図る必要。	
				コンテンツ制作者の負担を軽減するためコンテンツプラットフォーム毎に異なるメタデータ共通化に資する実証実験を実施。	前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。			2010年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	実証実験の成果をもとに、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施予定。	○		
29	映画館のデジタル化・3D化の促進(短期)	映画館のデジタル化・3D化を支援する。	経済産業省	映画館のデジタル化・3D化の促進手法について、検討を行う。	左記、検討を踏まえ、映画館のデジタル化・3D化を促進していく。			2010年度補正予算事業(地域商業活性化事業)にて映画館のデジタル化支援を実施。	必要に応じ、支援を図る。	○	引き続き、必要に応じ、映画館のデジタル化・3D化を支援する必要がある。	
30	新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期)	電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。	経済産業省	「7. 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築」における取組の支援や「2. 書籍の電子配信の促進」の検討結果を踏まえて支援。				デジタル化・ネットワーク化という事業環境下における新しい形態のコンテンツの配信に関して、契約円滑化に向けた実証実験を実施。2011年3月に事業成果を取りまとめ予定。<再掲>	引き続き、民間の動きを注視しつつ、支援方法を検討。	△	環境整備として、新しい形態の電子書籍コンテンツの複雑な権利処理を円滑化するための実証実験を実施しているところ。その成果をビジネス実務に反映させていくことが必要。また、権利処理以外の面でも、電子書籍分野において音楽、映像、文字等を組み合わせた全く新しい形態のコンテンツ創造を促進するためのさらなる措置の検討が必要。	
			総務省	マルチワンセグメントサービスを活用した新たな流通経路におけるコンテンツ電子配信を始めとしたユビキタス特区事業の実施。	ビジネス化に向けて、必要に応じた報告の徴収等。			電子配信の特性を活かした新たな形態であるマルチワンセグメントサービスのビジネス化に向けた効率的な運用方法及び国際展開に向けた実証実験を実施。	左記実証実験の成果やビジネス動向を踏まえ、実証実験への展開を促進する方策について検討。	○	引き続き実証実験の成果を踏まえた取組を着実に実施する必要。	
31	プラットフォームの標準化(短期)	重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関し、標準化ロードマップを含む戦略を書体一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。	総務省	一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に実証実験を実施。	前年の実証実験成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。			2010年8月にIPTVに係る実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	実証実験の成果に基づき、一般社団法人IPTVフォーラムにおいて、ユーザーニーズ等も踏つつ標準化を実施予定。	○	IPTV(ブラウザ)、3Dに関しては知財本部の国際標準TFIにおいて、国際標準戦略を検討しているところであり、戦略策定後、その着実な実施を図っていく必要。	
			経済産業省	3D映像の標準化政策に關し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略」に関する検討チーム」において検討を行い、結論。(2010年9月)	民間の場において標準化等を推進。			3D映像について、戦略具体化へ向けた官民検討の場として設置した「3Dテレビに関する検討会」及びデジタル放送推進協会(Dpa)において、3Dコンテンツの識別手法や安全性に関する規格について検討しているほか、電波産業会(ARIB)において、3DTV放送方式に関する規格について検討中。	国際標準化に向けて、国内外の動向を踏まえ、国際標準化すべき項目を整理し、標準化を推進する予定。	○		
				・我が国におけるプラットフォームビジネスの振興のため、次の点について実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 魅力ある3D映像制作技術・技法の開発</li> <li>一 制作ワークフロー改善の研究</li> <li>一 3D映像の生体安全性ガイドラインの精緻化・普及を図るとともに、ISOの国際規格化</li> <li>一 国内外の有望なクリエイターに対し、新たな映像表現手法である3D技術を使った映像の制作・発表の場を設ける設定</li> <li>一 アニメ分野における3D技術に関する人材育成を実施する。</li> </ul> ・また、コンテンツを活用した新メディアの創出を促進するための技術開発や標準化支援、制度整備等を推進するための技術戦略マップを改定し、課題抽出を行うとともに、広く普及公表。				3Dについては知財本部国際標準TFIにおいて検討を図っているところ。また、2010年10月にはデジタルコンテンツEXPO開催、及びデジタルコンテンツグランプリを通して3D技術を使った映像の製作・発表の場を設けたところ。また、2010年の予算事業において、情報可視化技術を利用したコンテンツ技術実証を行った。	引き続き、プラットフォームビジネスの振興のため、政策の検討・実施を行う。	○	3Dに関しては知財本部の国際標準TFIにおいて、国際標準戦略を検討しているところであり、戦略策定後、その着実な実施を図っていく必要。	

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
32	プラットフォーム競争の促進(中期)	重要分野(例えば書籍)に関し、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。	経済産業省	電子書籍に関し、プラットフォーム間の競争を促す観点から、グローバル規格の策定やプラットフォームビジネスモデルの構築のための環境整備を図る。					電子書籍に関し、マルチプラットフォーム戦略を可能とするため、2010年度補正予算事業(書籍等デジタル化推進事業)にて、電子出版ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の国際標準化を図るとともに、中小企業に対する支援を実施する。	中間ファイルフォーマットに関し、中小企業に対する支援のための実証実験を実施しているところ、中小企業への普及をさらに進めるとともに、中間ファイルフォーマットの国際標準化を進めていくことが必要。	△	
			総務省	コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術共通化を検討。	コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術共通化を行う実証実験の実施。	実証実験後の成果を基に、コンテンツマルチユースを可能とするビジネスモデルの検討支援。				電子書籍に関し、マルチプラットフォーム戦略を可能とするため、電子書籍に関する中間ファイルフォーマットの策定中(審項目処で完成予定)。また、マルチユースを可能とする技術共通化を検討するため、2011年度概算要求を行ったが、予算案計上が見送られた。	中間ファイルフォーマットの普及を推進する。	○
33	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	経済産業省	双方にメリットのあるビジネスモデル構築の観点から、電子書籍に係るプラットフォームビジネスモデル構築に関する検討を実施。		左記の結果を基にプラットフォームビジネスモデルの構築を実施。			様々なプラットフォームビジネスの民間動向を注視・分析しているが、特に結論には至っていない。	急速な進展を踏まえ、在るべき課題について整理。	△	プラットフォームが急速に進展し、プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者との関係の在り方が重要となっており、さらなる取組が必要。
			総務省	現状のプラットフォームビジネスモデル構築にむけた環境整備に関わる課題を検討。	プラットフォームビジネスモデル構築に向けた環境整備。					様々なプラットフォームビジネスの民間動向を注視・分析しているが、特に結論には至っていない。	急速な進展を踏まえ、在るべき課題について整理。	
34	ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期)	2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。	外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省	関係国との交渉を継続し、関係省庁で連携しつつ、2010年中の交渉妥結を目指す。		関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を拡大。			交渉の結果、2010年10月、東京で開催された関係国会合で大筋合意。2010年中に交渉を終了。	署名及び締結(国会承認が必要。時期未定)に向け、必要な作業を進める。	○	引き続き、締結に向けた作業を進める必要。また締結後は、アジア地域をはじめとする諸外国に対しACTA参加を促す。

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等	
			短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定			
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度					
35	二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化(中期)	二国間の関係省庁横断的な協議の場や著作権に関する協議の場を通じ、侵害発生国・地域の政府に対し、具体的なコンテンツ侵害状況を踏まえ、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛け、是正を実現する。	外務省						・中国に対して、2010年7月に行われた日中経済パートナーシップ協議、及び8月に行われた日中ハイレベル経済対話において、コンテンツの海賊版問題に対する更なる対策強化を要請。 ・韓国に対して、2010年6月に行われた日韓経済局長協議において、コンテンツ侵害(模倣放送番組)への対策として、地上波における日本語放送の解禁について取り上げ、対応を依頼した。 ・関係省庁と相手国の取組状況や侵害による被害実態などの情報を共有するなど、連携して対応した。	引き続き、二国間協議の場においてコンテンツの海賊版問題等に対する対策について協議する。	○	引き続き民間から被害状況を聴取しつつ、様々な協議においてコンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛けることが必要。
			文部科学省	デジタルコンテンツの重要性の高まりや深刻化するその侵害状況を念頭に置き、産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下などの場を通じ、関係省庁で連携しつつ、著作権侵害対策強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 -日中経済パートナーシップ協議 -日中ハイレベル経済対話 -日韓ハイレベル経済協議 -日中著作権会議 -日韓著作権協議 -日中知的財産権WG -官民合同ミッション等					・文化審議会著作権分科会国際小委員会における「インターネット上の海賊行為への対応について」の審議結果を踏まえ、政府レベルによる協議の重要性に鑑み、二国間協議の強化と対象国の拡大及び権利者団体の体制強化へ政府としての支援方法を検討した。 ・2010年10月に第5回日韓著作権協議を実施し、日韓間で著作権分野での協力・連携関係強化のため、文化庁と韓国文化体育観光部の間で覚書交換することで基本的に合意し、準備を進めている。 ・2010年8月の知的財産保護官民合同訪中代表団及び10月の第2回日中知的財産権WGに参加し、インターネット上の著作権侵害対策の強化等を要請した。また、2010年11月の第3回中国国際著作権博覧会の主賓国として、文化庁では関係省庁や関係産業界と連携の上①日本ブースの設置、②ワークショップの開催、③日中著作権セミナーの開催等の活動を行った。 ・2011年1月には日中韓文化大臣フォーラムを開き、成果文書「奈良宣言」に、「文化産業振興の基礎である著作権保護と正確コンテンツの流通促進に協調して取り組む」を盛り込み、日中韓文化担当大臣が署名した。	・文化審議会著作権分科会国際小委員会での審議状況を踏まえつつ、二国間協議対象国の拡大等を検討する。 ・韓国文化体育観光部との間で今後の具体的な活動に関する検討を実施する。 ・中国国家版權局との間で、覚書に基づく第1回日中著作権会議を開催する。 ・また、そのほかの二国間協議については、関係省庁と連携して対応していく。	○	引き続き民間から被害状況を聴取しつつ、様々な協議においてコンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛けることが必要。
			経済産業省						・第7回知的財産保護官民合同訪中代表団の派遣(2010年8月、北京)及び第2回日中知的財産権WG(2010年10月、北京)を開催し、インターネット上の著作権侵害対策の強化等を要請した。 ・日中経済パートナーシップ協議(2010年7月、北京)及び日中ハイレベル経済対話(2010年8月、北京)、日韓経済局長協議(2010年6月、ソウル)において、関係省庁と連携してコンテンツ侵害対策の要請した。	・引き続き、知的財産保護官民合同訪中代表団の派遣及び日中知的財産WGの開催等を通じ、中国側に知財保護の強化を要請するとともに、日中間の協力を促進していく。 ・また、その他の二国間協議においては、関係省庁と連携して対応していく。	○	引き続き民間から被害状況を聴取しつつ、様々な協議においてコンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛けることが必要。
			総務省						2010年10月に開催された第2回日中知的財産権WGの枠組みにおいて、インターネット上のコンテンツの不正流通対策に向けた対応を要請した。	引き続き、二国間協議の場において関係国と協議し、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛けていく。	○	引き続き、協議を行い、民間の動向を把握していくことが必要。
再掲	海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期)	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省	アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について関係業界に対してヒアリングを行った結果を踏まえ、海外においてネット配信を利用してアニメ・コミックを配信する動きが出てくる等、民間独自の動きが進んできたことから、民間の動向を注視した。<再掲>				引き続き、民間の取組の動向を把握しつつ、政策要望に応じた支援方法を検討していく。	○	引き続き、民間の動向を把握し、政策要望等について情報収集することが必要。		

No.	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題等		
				短期		中期		長期					
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度					
36	アクセスコントロール回避規制の強化(短期)	製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作権を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点から踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。	文部科学省 内閣官房、文部科学省及び経済産業省が協力して行う検討を踏まえ、文化審議会、産業構造審議会等において必要な検討を行い、国内規制について具体的な制度改革案を得る。	経済産業省	財務省				2010年度末までの具体的な取組状況	2011年度以降の具体的な取組予定			
									・2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会において、著作権法における技術的保護手段及びその回避規制に関する制度改革案に係る報告書が取りまとめられた。 ・文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。	引き続き、文化審議会著作権分科会報告書を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。	
									・不従法のアクセスコントロール等の技術的制限手段に係る規律の在り方に関する制度改革案を年度内に取りまとめ、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会を立ち上げ、2011年2月に、報告書を取りまとめた。 ・当該小委員会の結論を踏まえ、第177回通常国会に「不正競争防止法の一部を改正する法律案」を提出する予定。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。	
									・2010年11月、開税・外国為替等審議会において「アクセスコントロール等回避機器について、国内規制が整備される場合には、開税法上の輸出入禁止品に追加する」旨を盛り込んだ「平成23年度開税改正に関する論点整理」が取りまとめられ、また、同年12月、同様の内容を盛り込んだ「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定された。 ・不正競争防止法においてアクセスコントロール等回避機器の国内規制が整備される予定であることから、上記閣議決定等を踏まえ、アクセスコントロール等回避機器を開税法上の輸出入禁止品に追加することを盛り込んだ「開税法等の一部を改正する法律案」を2011年1月、国会に提出した。 ・法案が成立した場合に向け、改正法の内容の周知等に係る準備を実施する。	法改正に向けた準備を行う。	○	法改正に向けた準備を的確に行う必要がある。	
37	プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)	プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改革の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。	総務省						プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等におけるプロバイダと権利者による協働の促進。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会の設置を通じた実効的な仕組みの構築。	引き続き、プロバイダと権利者による協働体制の促進を支援・ガイドラインの改定等、関係者を網羅した対策の実施。	引き続き左記協議会等においてプロバイダと権利者による協働の仕組みを促進し、左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムの構築を実施。	△	
									現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で制度改革の必要性について2010年度中に結論を得る。	検証の成果を踏まえた対策を実施。	○	プロバイダ責任制限法の検証やコンテンツ不正流通対策に係る実証実験は進められているが、プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置を図る実効的な仕組みについて、早急に構築する必要がある。	
									ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの構築)	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの構築・運用性の向上)	○		
									2010年9月7日、総務省の「利用者視点から見たICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「プロバイダ責任制限法検証WG」(主催 東京大学長谷部恭男教授)が設置され、同WGにおいてプロバイダ責任制限法の検証を実施しているところであり、2010年度中に結論を得る予定。	引き続き左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムの構築に向けた実証実験を実施する。	○		
									2010年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置、2010年9月にコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	引き続き左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムの構築に向けた実証実験を実施する。	○		

	具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況		評価	今後の課題等
				短期		中期		長期	2010年度末までの 具体的な取組状況	2011年度以降の 具体的な取組予定		
				2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～ 2019年度				
38	正規配信サービス展開の促進(中期)	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。	経済産業省	アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。	左記検討結果を基に正規配信を促進する観点からアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。				「電子書籍も含め、様々な民間の主体的な動きがある」ヒアリングを実施して民間の動向を把握するとともに、多変型の権利処理システムの実証実験等、権利処理円滑化等の側面支援を実施した。 ・アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について関係業界に対してヒアリングを行った結果を踏まえ、海外においてネット配信を利用してアニメ・コミックを配信する動きが出てくる等、民間独自の動きが進んできたことから、民間の動向を注視した。<再掲>	引き続き、民間の動きを尊重し、政策要望に応じた支援方法を検討していく。	○	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の観点から、民間企業の正規配信の促進が必要であり、引き続き、民間の動向を把握し政策要望等について情報収集することが必要。
			総務省	映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の実証実験を実施。	映像分野の権利処理一元化推進のため、不明権利者探索の窓口一元化の実証実験を実施。	映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の電子許諾システム等の実証実験を実施。			放送番組の電子配信の促進の基盤整備の観点から、2009年6月に「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」を設置、2009年8月から権利処理一元化の促進に向けた実証実験を実施。	引き続き左記連絡会を開催し、権利処理窓口一元化、不明権利者探索に関する実証実験を実施予定。	○	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の観点から、民間企業の正規配信の促進が必要
39	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	経済産業省	中国における侵害を踏まえ、ネット上の違法コンテンツ流通を自動的に検知するシステムの開発及びその実効性向上に向けた実証事業を実施。	左記の実験の成果を踏まえ、ネット上における実効的な違法コンテンツ流通対策を実施。				インターネット上の違法コンテンツの削除要請に係る実証実験を中国及び韓国の動画共有サイト等に対して実施。	引き続き、動画共有サイト等に対して実施する。	○	実証実験の成果を踏まえ、本格的なネット上の違法コンテンツ削除の仕組みが活用されるよう、民間の取組を促進することが必要。
			総務省	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの構築)	ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能的拡張・運用性の向上)	・ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの運用性に向けた改良) ・関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。			2010年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置、2010年9月に「コンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。<再掲>	引き続き左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討するとともに、ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムの実現に向けた実証実験を実施予定。	○	実証実験の成果を踏まえ、本格的なネット上の違法コンテンツ削除の仕組みが活用されるよう、民間の取組を促進することが必要。
40	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	文部科学省	・一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフト等を開発しホームページを通して広く提供する。多くの人々を対象として著作権保護に関する普及啓発を実施。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。					・一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を順次開催しており、2010年度については計14回開催し計2450人が受講した。 ・また、中学生以上を対象とした著作権に関する普及啓発教材を開発し、HPにおいて掲載あるいは配布した。	引き続き、権利者団体等との連携のもと、一般国民を対象とした各種講習会を順次開催する。 ・また、開発した著作権教材の積極的な普及を図る。	○	引き続き、効果的な手法によって、講習会等を実施することが必要。
			経済産業省	・模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(ネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。					関係省庁で連携して、2010年12月に「模倣品海賊版撲滅キャンペーン」を開催し、特設HPの設置・新聞広告・雑誌掲載・ポスター掲載等の取組を行った。	2011年12月から、HPや雑誌・新聞広告の活用を含めた模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施予定。	○	引き続き、効果的な手法によって、関係省庁とも連携しつつ、模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施することが必要。
			総務省	・電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 ・著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに対応する相談窓口に対する支援。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方等について検討、実施できるような支援。 ・権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。					・著作権侵害が疑われる情報の削除要請等を受けた中小プロバイダからの問い合わせ等に対応する相談窓口「違法・有害情報センター」を設置・2010年3月に「コンテンツ不正流通対策連絡会」を設置、2010年9月に「コンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験の請負事業者を決定し、実証実験を実施。	引き続き著作権侵害が疑われる情報の削除要請等を受けた中小プロバイダからの問い合わせ等に対応する相談事業を実施するとともに、左記連絡会を開催し、インターネット上の侵害コンテンツに対する対策について検討する中で会わせて効果的な普及啓発・広報の在り方について検討・実施する。	○	引き続き、関係事業者を通じて効果的な手法によって、普及啓発を促進していくことが必要。

具体的な取組	概要	担当府省	工程表					進捗状況	評価	今後の課題等	
			短期		中期		長期				
			2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014～2019年度				
41	警察による取締り(短期)	警察による効果的な取締りを実施する。	警察庁	<p>ファイル共有ソフトを使用するなどの悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化(効果的な捜査手法を適宜活用)するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための積極的な広報を実施。</p>				<p>・悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを行った結果、2010年中における著作権侵害事犯の検挙事件数は162事件(+43事件、+36.1%)、検挙人員は17人(+4人、+24.7%)と、前年に比べ事件数及び人員とも増加した。</p> <p>・ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯や、世界最大規模の動画配信サイトを用いた著作権侵害事犯について、一斉取締り等の効果的な取締りを実施した。</p> <p>・情報セキュリティに関する講演等において、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発を推進する。</p> <p>・2010年9月、不正商品対策協議会が作成した広報啓発がターゲット「STOR」ネットワークでの知的財産権侵害を警察施設に提示し、知的財産権の保護と不正商品の排除を国民に広げさせた。</p> <p>・2010年11月、不正商品対策協議会が主催の不正商品撲滅キャンペーン「ほん？ポント！フア」を後援するとともに、担当者を選出して知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた取組を行った。</p> <p>・警察白書や警察庁ホームページ(偽ブランド・海賊版の根絶に向けて!)等に知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例等に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図った。</p> <p>・2011年9月、不正商品対策協議会が主催の「アップ知的財産権シンポジウム」を後援するとともに、担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。</p>	<p>・引き続き、著作権団体との連携により、抑止効果の高い著作権侵害事犯の取締りを行うとする。</p> <p>・情報セキュリティに関する講演等において、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発を推進する。</p> <p>・不正商品対策協議会が主催の「不正商品撲滅キャンペーン」や「アジア知的財産権シンポジウム」において、知的財産権の保護や不正商品の排除を訴える。</p> <p>・警察白書や警察庁ホームページ等において知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例等に関する情報を公表し、模倣品・海賊版に関する国民の理解の促進を図る。</p>	○	実際に効果的な取締りが実施されていることを評価。引き続き、関係団体との連携により、効果的な取締りを実施するとともに、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事犯抑止のための広報啓発等の取組を実施していき必要。
42	著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)	デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。	文部科学省	<p>・補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護のバランスについて、関係者の合意形成に向けた検討を進めるため、経済産業省と文部科学省による検討会を設置する。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られれば必要な制度改正案をとりまとめる。</p> <p>・この他のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。</p>				<p>・2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会において、デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識に係る報告書が取りまとめられた。</p> <p>・補償金制度については、経済産業省と文部科学省による検討会を設け、有識者からアブリングを行うなど、関係者の合意形成に向けた取組を行った。</p> <p>・文化審議会著作権分科会報告書等を踏まえ、順次必要に応じた取組を進める予定。</p>	<p>・引き続き、文化審議会著作権分科会報告書等を踏まえ、順次必要に応じた取組を進める予定。</p> <p>・補償金制度については、引き続き、検討会において、関係者の合意形成に向けた取組を進める予定。</p>	△	・補償金については、裁判の影響があり、議論が停滞していたが、議論を加速し、関係者間の合意を得た上で、早急に結論を得る必要。 <p>・保護期間についても、国際的な動向も注視しつつ、著作権法全体として著作権者の権利の保護と著作物の円滑な利用のバランスの調和が保たれるよう検討する必要がある。</p> <p>・その他、クラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、課題を整理し、結論を得る必要。ネット上の著作権侵害に係る課題についても順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから順次実施する必要がある。</p>
43	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	<p>これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を講ずる。</p>				<p>・2011年1月に開催された文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入に係る報告書が取りまとめられた。</p> <p>・文化審議会著作権分科会報告書等を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。</p>	<p>引き続き、文化審議会著作権分科会報告書等を踏まえ、速やかに法制化に向けて取り組む。</p>	○	早急に法制化に向けた取組を進めるとともに、今後も引き続き、情報通信技術の発展等に伴う著作物の創作や利用を取り巻く環境の変化についてその動向に留意し、権利制限の一般規定の導入後の状況も踏まえながら、対象範囲や要件の見直しも含めた検討を適宜行う必要がある。
44	著作権制度上の課題の総合的な検討(短期)	42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。	文部科学省	<p>文化審議会著作権分科会における検討を進め、2010年度中に一定の結論を得る。同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる。</p>				<p>・文化審議会著作権分科会法制問題小委員会のもとに司法経済ワーキングチーム(計4回開催)を設置し、制度設計の案に係る論点、裁判例の分析、関係者からの意見聴取等の検討を行い、2011年1月の文化審議会著作権分科会報告書において経過報告を取りまとめた。</p> <p>・引き続き、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法経済ワーキングチームにおいて、関連事件に関する最高裁判決の内容等も踏まえ検討を行う。</p>	<p>2011年1月の文化審議会著作権分科会報告書の内容を踏まえ、随時出された最高裁判決(最判2011年1月18日・最判2011年1月20日)の内容を分析するとともに、早期に結論が得られるよう、引き続き検討を行う予定。</p>	△	今後は最高裁判決の内容の分析をするとともに、早期に結論が得られるよう、引き続き検討を進め、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる必要がある。
再掲	ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期)	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。	文部科学省	<p>インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に関する関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。</p> <p>左記の検討に基づき、必要に応じた支援のための施策を実施。</p>				<p>配信事業者と音楽著作権管理事業者に対し、随時情報提供を行い、両者間での契約締結が行われるなど、民間における関係者間のルール形成が進むよう支援した。&lt;再掲&gt;</p>	<p>引き続き、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、支援を行う。</p>	△	民間事業者の取組として、権利者団体と配信事業者の包括契約が進んだものであるが、こうした民間の取組がさらに進むよう必要な支援を行うべき。